

令和 7 年第 5 回

普代村議会定例会会議録

普代村議会

## 令和7年第5回普代村議会定例会会議録

招集告示年月日	令和7年5月29日		
招集の場所	普代村議会議場		
開閉会日時及び 宣 告	開 会	令和7年6月13日10時00分	
		議 長	正 路 正 敏
	閉 会	令和7年6月13日17時17分	
		議 長	正 路 正 敏
応（不応）招議員及び 出席並びに欠席議員 出 席        9人 欠 席        1人 凡例 ○    出席 ▲   欠席 ×   不応招 ○▲ 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	金 子 泰 男	○
	2	松 葉 明 人	▲
	3	大 上 浩 史	○
	4	齊 藤 正 明	○
	5	中 上 一 登	○
	6	嗟 峨 典 行	○
	7	森 田 幸 一	○
	8	大 上 智	○
	9	古 沼 和 也	○
	10	正 路 正 敏	○
会議録署名議員	3	大 上 浩 史	
	4	齊 藤 正 明	
職務のため議場に出席 した者の職・氏名	事務局長	菅 野 伸 二	
	書 記	熊 谷 剛	

<p>地方自治法第 121 条に より説明のため出席 した者の職・氏名</p>	<p>村 長 副 村 長 教 育 長 総 務 課 長 政 策 推 進 室 長 税 務 出 納 課 長 兼 会 計 管 理 者 住 民 福 祉 課 長 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長 兼 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長 兼 子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長 建 設 水 産 課 長 農 林 商 工 課 長 商 工 観 光 振 興 室 長 兼 休 養 施 設 管 理 員 医 科 ・ 歯 科 診 療 所 事 務 長 教 育 次 長</p>	<p>梶 屋 伸 夫 太 田 吉 信 三 船 雄 三 高 井 俊 一 中 村 克 成 深 渡 秀 利 松 葉 修 志 大 村 修 上 戸 鎖 栄 樹 宮 田 修 幸 山 田 晃 人 道 下 勝 弘</p>
<p>議 事 日 程 会 議 に 付 し た 事 件 会 議 の 経 過</p>	<p>別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり</p>	

開 会 (10:00)	議 長	<p>令和7年6月13日(金)第5回普代村議会定例会 ただ今から、令和7年第5回普代村議会定例会を開会いたします。 ただ今の出席議員は、9名であります。定足数に達しておりますので、 会議は成立いたしました。</p> <p>なお、2番松葉明人議員より欠席の通告がございます。 直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の日程は、お手元に配布いたしました議事日程(第1号)によって 進めてまいります。</p>
会議録署名 議員の指名		<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 3番大上浩史議員、4番齊藤正明議員の両議員を、会議規則第127条の規 定により指名いたします。</p>
会期の決定		<p>日程第2「会期の決定」を議題といたします。 先般6月9日に開催されました、議会運営委員会の結果報告では、本日 から6月16日までの4日間でございますが、お諮りいたします。 今期定例会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日から16日まで の4日間と決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
諸般の報告	議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって会期は、本日から16日までの4日間と決定いたしました。 日程第3「諸般の報告」を行います。</p> <p>(1) 政務活動報告であります。お手元に資料を配布しておりますので、 ご了承願います。</p> <p>次に、(2) 繰越明許費の報告であります。村長より繰越明許費繰越計 算書を受領しており、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承 願います。</p> <p>(3) 常任委員会所管事務調査報告をお願いいたします。 6番嵯峨典行議員。 産業経済委員会の報告をいたします。 (以下、嵯峨産業経済常任委員会委員長報告、記載省略)</p>
村長の行政 報告	嵯峨委員 長 議 長 議 長 榎屋村長	<p>次に、広域関係等の報告がありましたら、お願いいたします。 (なし)</p> <p>なければ、以上で、「諸般の報告」を終わります。 日程第4「村長の行政報告」を行います。 榎屋村長。 議長のお許しがございましたので、令和7年第5回普代村議会定例会へ の議員各位のご出席にお礼を申し上げながら、村政の近況について、報告 をさせていただきます。</p> <p>はじめに、エネルギー価格の高止まりや諸物価の高騰が続いており、村 民の皆さまの暮らしや生業はもとより、諸企業・団体の活動などもいつそ うに厳しさを増しているところでございますが、そのような中でも、議員</p>

各位や村民の皆さまには、村の諸事業全般に対し多大なるお力添えをくださっておりますことに改めて感謝を申し上げます。

そして、村では引き続き、国や県のご支援もいただきながら、物価高騰などの影響を受けている村民の皆さまの生活などをしっかりと守り支えるよう、必要な支援に努めてまいりますので、かわらざるご指導などお願いいたします。

なお、5月27日に閣議決定された令和7年度一般会計予備費での「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の追加への対応として、本村でも本定例会の一般会計補正予算（案）に係る予算を計上させていただきましたので、ご審査方お願いいたします。

それでは、村内での主要工事などの状況について、から報告いたします。

国道45号は、力持交差点改良の事業化が決定されており、本年度から測量調査等が進められるところであります。

県道は、岩泉平井賀普代線での太田名部トンネル南側付近の越波対策や新普代橋の橋梁補修、普代小屋瀬線での舗装改修などが予定されていることとあります。なお、普代小屋瀬線の未改良区間の事業化につきましては、引き続き、県への要望を続けてまいりますので、議会さんのご協力もお願いを申し上げます。

村道は、普代駅前1号線改良を8月中旬までに、旧国道2号線舗装補修を8月末までに、黒崎3号線改良を9月末までに、沢山線改良を12月末までにそれぞれ工事完了できるよう、6月中の発注予定し、取り進めてまいります。

漁港は、県営での機能保全工事を、太田名部漁港と堀内漁港で進めるよう、7月末までに発注する予定とお聞きをしております。

義務教育学校建設は、現在、7月1日の指名競争入札に向けて設計図書の縦覧を行っております。順調に進められれば、7月上旬までには議会での契約締結案件の審査をいただき、7月中旬には着工いただく予定で取り進めたいと考えております。

公共建物の空調改修とLED化は、自然休養村管理センターの空調は着工となっており、8月初旬の共用開始を予定しております。高齢者活動施設と沢向地区コミュニティーセンターの空調及びLED化は6月中の発注を予定しております。堀内地区漁村センターのLED化は8月中には発注できるよう取り進めてまいります。

また、歯科医師住宅建設は契約済となり、11月初旬の完成を目指し、近々の着工となります。

なお、民間住宅へのエアコン設置補助は、5月21日までの申請件数が32件となり、現在、その後の申請8件の受付を中止してございます。それらを含む今後の申請申し込み分について補正予算対応するよう取り進めたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

次に、くろさき荘の運営状況について、報告いたします。

まず、令和6年度分の実績であります。宿泊客数が5,061人で、会食・入浴等も含めた全体利用客数は24,484人となりました。また、営業収支は、収入が7,896万6千円、支出が1億1,123万6千円となり、宿泊客の増加などで収入は増加したものの、人件費や消費税の増、物価高騰による賄材料費の高止まりなどにより、収支赤字の拡大を招いてしまいました。議員各位や村民の皆さまに衷心よりのお詫びを申し上げる次第でございます。

今年度は、昨年度末からの料金改定の効果が通年にわたって現れることを力ともしつつ、トレイルハイカーなどを含めての一層の誘客拡大に努めながら、光熱水費などの節減の徹底も図り、村民の皆さまに運営の継続を許容されるような収支改善が図られるよう、渾身の努力を傾注してまいります。

なお、施政方針でも触れておりました議会さんとの「くろさき荘の今後の在り方についての意見交換会」は、第一四半期の営業実績が取りまとまった段階に行くことで予定させていただきたいと存じますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

次に、令和6年度各会計の決算見込みについて報告いたします。

令和6年度分の出納整理期間の終了を受けての現段階での各会計決算の見込みであります。実質収支が一般会計で5,418万7千円、全会計ベースで7,287万3千円の黒字、基金の増減を加味した実質単年度収支が一般会計で8,718万2千円、全会計ベースで6,585万円の黒字と推計しております。また、一般会計の財政調整基金残高は10億8,991万4千円と見込まれるところでございます。

なお、公営企業分の簡易水道事業会計では98万6千円、下水道事業会計では86万1千円の当年度純利益の計上が見込まれております。

なお、令和6年度分の村税の収納率は、全税目ベースでの、現年度分が97.38%、滞納分が12.83%、全体で86.94%と見込まれます。納税環境の厳しさが続く中、村民の皆さまや各納税貯蓄組合さんのご理解とご協力に改めての御礼を申し上げます。そして、引き続き全職員を上げて納税者各位の信頼の確保に一層にも努めてまいりますので、今後も行政サービスを支える大切な自主財源の確保にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、その他の事項について、3点ほど報告をさせていただきます。

まず、1点目の、地域おこし協力隊の状況ですが、昨年度末、今年の3月末になりますが、任期満了退任の1名は、村の会計年度任用職員とさせていただきます。また、本年度は事業者等雇用型隊員として2名が着任しており、6月1日現在での隊員数は10名となっております。なお、本年度中の任期満了予定者は2名となっておりますし、今後インターン生として2名の受入れが予定されてもおります。なお、地域活性化起業人の1名には、現在2年目の活動を継続いただいております。

<p>一般質問</p>	<p>議長</p> <p>齊藤議員</p>	<p>2点目の、ふるさと納税の状況につきましては、令和6年度分実績は4億9,970万1千円となりました。人気返礼品のウニと、いくらが極端な品薄、高値であった中での健闘した実績と考えさせていただいております。ご寄付をいただきました全国の皆さまに深く感謝を申し上げます。</p> <p>なお、本年度分の5月末実績は、件数が2,685件で寄付額は4,108万4千円となっております。ウニを返礼品とする受付が1か月程度後ろ倒しになったことが要因と思われます。リピーターへのきめ細やかな対応などを徹底をし、7月末ごろには、前年度水準に近づくよう、後ろ倒し分が戻るよう取り組んでもまいります。</p> <p>3点目の、(株)青の国ふだいの第8期の営業実績ですが、商品売上高は前期並みでしたが、ふるさと納税業務や観光庁委託業務などの委託料収入が大幅に減となったことから、売上総利益は7,431万6千円となりました。一方、販売費・一般管理費も観光庁委託業務費用の減などにより5,925万8千円となり、当期純利益は1,156万8千円と見込まれてございます。</p> <p>今年度は人員体制の強化も図っていただきながら、より一層にも、地場産業や観光・物産の振興、関係人口の拡大などに寄与していただくよう取り組んでまいります。</p> <p>終わりに、議員各位や村民の皆さまに、消防演習などの諸行事へのご協力に改めての感謝を申し上げますとともに、今後の主要行事にもかかわらざるご支援とご協力をお願い申し上げます。</p> <p>そして、本議会には、令和7年度各会計補正予算(案)、職員の勤務条件等条例などの一部改正や廃止の条例(案)などを提案させていただきますので、十分なるご審査をくださり、全議案につきましてご承認を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。よろしく願いをいたします。</p> <p>以上で、「村長の行政報告」を終わります。</p> <p>次に、</p> <p>日程第5「一般質問」を行います。</p> <p>一般質問は、普代村議会会議規則第61条第4項の規定のとおり行います。10分前にはベルを鳴らしますので、質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、通告順に質問を許します。</p> <p>4番齊藤正明議員の一般質問を許します。</p> <p>4番齊藤正明議員。</p> <p>4番齊藤正明です。通告に基づきまして、一般質問をいたします。</p> <p>最初に1項目目をお願いいたします。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について。</p> <p>高齢者は原則74歳までは国民健康保険、75歳以上は後期高齢者医療保険に加入することになっています。75歳で後期高齢者になることを境に保健事業の実施主体が村から広域連合に移るため、継続した保健事業を受け</p>
-------------	-----------------------	--

	<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>られないという問題を抱えていました。さらに近年、後期高齢者医療制度においてフレイル状態に着目した取り組みを行う必要が指摘されてきました。</p> <p>国では、後期高齢者医療広域連合が高齢者保健事業と国民健康保険事業及び介護予防の取り組みと一体的に実施する取り組みが令和2年4月から開始されました。背景には、国、県、市町村においても、高齢化が進んでいる状態であり、今後、被保険者数の増加により右肩上がり医療費は増加傾向に当たるとしてしています。令和2年度以降、岩手県でも体制の整った市町村から始まり、令和6年度には県内33市町村で事業実施することができました。今後、本村の高齢者が健康増進を図り健やかに過ごせるため「一体的事業」実施については、高齢者の介護予防や、健康づくりを推進することが大変大事になっています。</p> <p>以下の項目について、本村の取り組みをお伺いいたします。</p> <p>①本村においても、令和5年度から予算措置され、受託を受けながら実施されていますが、高齢者の保健事業と介護予防の現状と課題について伺います。</p> <p>②後期高齢者医療制度の健診事業の実績と受診率向上の対策について伺います。</p> <p>③新たに、通いの場等での高齢者の健康維持のためのフレイル予防について、今後どのように進めていくのか伺います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>4番齊藤正明議員の、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施についての質問にお答えをいたします。1点目の、高齢者の保健事業と介護予防の現状と課題についてと、2点目の検診事業の実績と受診率向上の対策についての質問につきましては、答弁の内容が重複しますので併せての答弁とさせていただきます。</p> <p>75歳以上の高齢者に対する保険事業と介護予防はそれぞれ異なる組織により実施されてきているところがございます。保険事業は、後期高齢者広域連合が介護予防は介護保険者広域連合などが主体ということで、その連携の不足により、適切につながらない継続されがたい、あるいは検診の健康診査のみの事業となっているなどの課題が提起提唱されてきているところでありました。ただ、本村におきましては、ご承知のとおり健康診査後には結果説明を行い、重症化予防などの指導や病院への受診の促しを行うなど、保健センターと地域包括支援センターが一緒にも連携して対応しているとともに、国保データベースシステムを活用し、保健事業としてだけでなく、介護予防とならないための予防にも力を入れて取り組んできているところでもあります。今後も高齢者の健康な状態の維持、重症化の予防継続こそをこの事業の成果と捉えるなどしつつ、引き続き粘り強く着実な取り組みを継続してまいりたいというふうに考えさせていただいております。</p>
--	---------------------	---

	<p>議長 齊藤議員</p> <p>議長 榎屋村長</p> <p>議長 松葉住民 福祉課長</p>	<p>後期高齢者の健康診査の受診率につきましては、本村は 32.7%となっており、国の健康診査受診率目標の 30%を上回ってはおりますが、決して十分とは言えませんので、健康状態不明者への訪問による把握とその後の健康意識の変容を促すことなどによる更なる検診受信率の向上に取り組んでまいりたいとも考えさせていただいております。</p> <p>次に、3 点目のフレイル予防の今後の取り組みについてでございますが、もっとも重視しているのは、高齢者一人ひとりの現在の状態、健康な状態なのか、あるいはフレイルへの途中途上なのか、またフレイルに入っているのか、いずれの状態なのかを把握することにしてございまして、質問票への回答を検診受信時や、通いの場などでいただきまして、その一人ひとりの状態に応じた状態の改善維持に努めていくこととしてございます。そして、今年度からは特に、集団全体に対しての浸透を図る手法を取り入れまして、各地区のサロンに健康運動指導士などの専門職が出向き、筋力量の測定数値化、転倒防止に必要な筋力の維持向上のための運動などを指導する予定ともしてございます。繰り返しにもなりますが、今後も多くの高齢者の状況の把握、その状態の改善維持のための活動、指導に努めてまいりますので、議員各位の引き続きのご助言などもお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>4 番齊藤議員。</p> <p>ありがとうございました。答弁の方は、1 点目が現状と課題ということで、これについては、包括支援センター、保健センターですか、連携取ってですね、出来るだけ多くの方々の健康状態の把握、そしてきめ細やかな健康指導、今度していただきたいなあとと思います。</p> <p>それで、再質問ですけれども、この予防の関係で、具体的な例を 1 つというか何点か上げていただきたいなと思っております。よろしくお願ひします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えを申し上げます。ただいま最初にご指導のありました。今後でもできるだけ多くの高齢者できればすべてになるわけですけれども、それへのきめ細やかな対応、指導、維持の取り組みに努めること、そのとおり実施をさせていただきたいというふうに思います。そして、要望の具体的な今取り組んでいる具体的な点につきましては、担当課の方からお答えをさせますので、少しお待ちをいただきます。</p> <p>松葉住民福祉課長。</p> <p>予防ということでのご質問でしたがフレイル予防ということでもよろしかったでしょうか。フレイル予防につきましては、まず村長の答弁の方でもございましたが、お一人おひとりの状態をまず確認するというのが、まず本当に大事な状態となっております。その方の健康状態が、筋力低下による転倒の可能性があるのか、そういったものだとか、あと栄養状態がどうなのかとそういうのをまず確認を今年度させていただきまして、その後に栄養士による指導であり、また今年度行う予定の健康運動指導士による筋</p>
--	---	---

	<p>議長 齊藤議員</p> <p>議長 桎屋村長</p> <p>議長 齊藤議員</p> <p>議長 桎屋村長</p> <p>議長 齊藤議員</p> <p>議長 桎屋村長</p>	<p>力量を低下させないための運動指導だとか、そういったところを今年度実施する予定となっております。</p> <p>4番齊藤議員。 ありがとうございます。特にこの3点目のフレイル予防。これをもう特に今年度から新たにということですが、これについてはできるだけ要介護状態に至る前の、前段階かな、これがいちばん大事の予防の段階でないかなあというふうに。やはりそれについては、社協さん包括センター、保健センターやはり社会福祉士さん、あとは、ケアマネさんがいるとか保健師さん、そういった専門の栄養士さんがいる中で、このこれらについては、訪問、今後の訪問の取り組みは考えているかどうかお聞かせ願います。</p> <p>桎屋村長。 フレイル予防、お話しのとおり大変重要ということで答弁でもお話ししましたように、私どもも今後も務めることというふうにしてございます。例で申し上げますと、今年度から、今課長がお話ししましたが、445万5千円かけまして各サロンあるいは通いの場等に出向いて皆さんの筋力量を調べたり、あるいはそれに対する筋力量を維持するための指導等させていただくというふうなことにも取り組んでございますので、これが非常にこのフレイル予防には効果が大きい、筋力が落ちてきて転倒してしまっして寝込んでしまっしてといったようなことがいちばん何っていいですか懸念をされるといったようなことでございますので、是非今お話ししました事業を、私も老人クラブ連合会の総会等ではあいさつで強く是非参加をしてくれということで、強く訴えたりもしてまいっておりますけども。是非再度の通知等もさせる中で、この事業を徹底することで、フレイル予防に取り組んでいければなというふうに思っておりますので、皆さまからも声掛け等いただければ大変ありがたいというふうに思っております。</p> <p>4番齊藤議員。 ありがとうございます。各サロンでのこの予防喚起といいますか、予定しているようですが、出来るだけ全地区これは予定してるわけですか。そこらへんちょっとお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>桎屋村長。 担当課からは全地区あるいはどっかに集合しての設定もといったようなことでお聞きをしております。</p> <p>4番齊藤議員。 それであのもう1点。この村独自で健康寿命検診に取り組む、向けたですね、今年からそういった新たにやるということですが、その事業というかあるかどうかそれについての対策っていいですか、生活習慣病に対する取り組みそれも考えているかどうか、お聞かせ願います。</p> <p>桎屋村長。 例年どおりといいますか、これまでの事業をさらに充実してその予防に</p>
--	---	--

	<p>議長 齊藤議員</p> <p>議長 桎屋村長</p> <p>議長 齊藤議員</p> <p>議長 桎屋村長</p> <p>議長 齊藤議員</p>	<p>取り組んでまいりたいというふうに思っております。いずれあの、検診を受けていただいて、そしてそれによつての結果をお出しするわけですが、そしてその指導に、とにかく来ていただければそういった指導が徹底されていくので、この皆さんから指導に来ていただいて、そして一緒に取り組むようなことの周知、喚起といったものをより徹底をして、することで予防の効果拡大をしていくというふうに思っておりますので、それに今のお話も受けまして、更に徹底して取り組みたいというふうに思っております。</p> <p>4番齊藤議員。</p> <p>こういった取り組みというかな、効果的に連動させるためにも、まずはできるだけこの32.7%という受診率の向上を図るためにも、ひとつ毎年の健康受診というのが大事でないかなあというふうに思いますが、それに向けての取り組みというのはどのように考えてるか、お聞かせ願います。</p> <p>桎屋村長。</p> <p>再度担当課の方になりますけども、いずれ議員さんお話のように、あるいはまた先ほどまで私がお話ししたように、出来るだけ多くの方々に受診をいただくための曜日なり日時なり時間の設定なりしっかりとやれと、検討してやれというふうなことで、状況を見ながら最近も工夫をして変更もしたりしていい状況でやってきているなあというふうにも思っておりますけども。いずれそういったことを徹底をしていきたいと思ひますし、何よりもやっぱり周知をしたのを見ていただいて、聞いていただいてその何がいいですか、健康づくり、まさに行政も一生懸命やりますし、そして住民の方々と一緒になって取り組みたいというふうなことをご理解をいただくようないろんなPRもしていくということで考えさせていただきます。</p> <p>4番齊藤議員。</p> <p>ありがとうございます。国の方でも県でもやはりこの3点目のフレイル予防ですか、これかなり重点的に行うということですが、特に普代がやはり指導の中でも、国、県、普代村がいちばん低いというか、そういったことに対しては、どのように村の方ではこれから取り組んでいくのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。</p> <p>桎屋村長。</p> <p>すみません、本村が全県的に一番悪い状況、あるいは低い、いろんなものが低いという状況申し訳ございません。また、不勉強でちょっと把握していなかったんですけども。いずれそういったデータ等も確認をさせていただきながら取り組んでまいります。</p> <p>4番齊藤議員。</p> <p>ありがとうございます。やはり高齢者になりますと、やはり74、75この1歳の違いでどうしてもそういった保険事業と介護予防の一体的な事業というのは大事なようですので、今後ともひとつ今年度からできるだけこの平均寿命を普代でも、差を縮小していただくよう目指していただきました</p>
--	--	---

	<p>議長 齊藤議員</p>	<p>いと思います。以上、終わります。</p> <p>4番齊藤正明議員の、次の質問を許します。</p> <p>4番齊藤正明議員。</p> <p>4番齊藤です。次に、2項目目をお願いいたします。</p> <p>国民健康保険健康推進奨励金について。</p> <p>健康づくりは、医療費の抑制、健康寿命の延伸につながる重要な事項であると思います。対応策として、特定検診受診率の向上や生活習慣病・医療費抑制などを強力に推進を図る必要があると考えます。このことが、予防や医療費抑制を目的とし、健康づくりにもつながることではないかと思えます。そこで、国保の運営の健全化に貢献し、積極的に健康の推進に努めた世帯に、健康推進奨励金を支給する制度を導入すべきと考えます。</p> <p>奨励金の対象は、第1に、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間、国民健康保険の被保険者が保険診療を全く受けなかった世帯。第2に、40歳以上の被保険者が世帯にいる場合は、対象者全員が特定健康診査を受けている世帯。第3に、国民健康保険税を完納している世帯。この要件をクリアした世帯に奨励金を支給する制度を導入して支援を図る必要があると考えます。</p> <p>本村では、特定健康診査受診率の目標60%を目指して着実に取り組まれていると思いますが、目標達成と村民の健康と医療費の削減を考える時、このような支援は受診率向上への動機付けとなる取り組みであると思いますが、本村での事業化についての見解をお伺いいたします。</p> <p>また、国が行う医療費適正化に向けた取り組み「保険者努力支援制度」点数集計結果の実施状況等についても併せてお伺いいたします。</p>
	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。</p> <p>齊藤議員の国民健康保険健康推進奨励金についての質問にお答えをいたします。健康診断は村民の皆さま全員の健康寿命の延伸に大きな効果ももたらすところでありますし、検診結果から生活習慣病の改善を図り、病気を予防する、一次予防そして病気を早期に発見し、早期治療へとつながる二次予防とで結果といたしまして医療費の抑制にも大きく効果のある大切な取り組みというふうに考えさせていただいております。ただ、現状というかといたしまして、自分自身の健康に自信を持ちすぎたりしまして、健康づくりに対してきわめて関心が低い方々も存在しているところであります。いわゆるこの健康無関心層がデータによりますれば、対象国民の7割も存在をすとも言われているところがございます。そして、そういった方々を少なくするため、個人の健康づくりに向けた意識の喚起やインセンティブの提供に取り組まなければと、国からのガイドラインの公表もされているといった状況にもございます。議員さんご提案の事業とは少し内容が異なりますが、本村では個人の病気予防健康づくりへのインセンティブ提供事業といたしまして、健康ポイント事業を実施をしており、各種がん検診、特定検診の受診や健康増進介護予防に関する事業に参加していた</p>

		<p>だくことで、ポイント付与させていただきまして、50ポイントにつき村の共通商品券5千円分の提供を行う事業も実施をしているところでございます。そして、健康ポイント事業も健康無関心層への意識変容、行動変容につなげ、自らも健康づくりの取り組みを実施していただき、健康意識を高めて、国保後期などの医療費の抑制にもつなげていただけるようにと、更なるポイント獲得メニューの構築にも努めているところでもあります。議員さんから、ご指導をいただきました、健康推進奨励金制度であります、1年間医療機関等の受診がないなどの条件につきましても、受診を控えることなどにつながり、重症化へのリスクの高まりが懸念もされるとも言われてございまして、国のガイドラインにもインセンティブの提供自体を目的化することは避けることが必要というふうにされてもおりますので、本村でも実施済みの自治体の状況などの調査も含めまして、慎重に検討してまいりたいと考えさせていただいております。</p> <p>次に、国保の保険者努力支援制度でございますが、令和6年度分の取り組み評価分の点数といたしましては、840点満点だそうでございますけれども、本村は540点で全国1,741市町村中407位というふうなことでございます。県内で申しますと、33市町村中9位となっております。得点率の高低、高い低い指標それぞれでございますけれども、各指標すべてにおいて本村では、得点が得られてる状況ともなっておりまして、一定の努力評価をいただいているものと判断をしております。今後も、国が毎年度示す、各指標における内容等を注視をしつつ更に強化を高められるよう努めてまいりますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>4番齊藤議員。</p> <p>ありがとうございました。1項目目とダブる面というか、重複する面があるかと思いますが、ご了承いただきたいと思っております。最初のこの1点目の奨励金支給する制度について、まあ慎重に検討するというところでございますが、いろいろ国、県のガイドライン等があるわけでございますが、まあこれは慎重に検討するという回答をいただきました。それであの国が行う努力支援制度、この点数結果先ほど聞き漏らしたんですが、県内33市町村何位ということでしょうか。すみません。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>9位というところでございます。</p> <p>4番齊藤議員。</p> <p>ありがとうございました。そうするとこの支援制度のこの令和3年度、4年度、5年度。だんだん交付金、特別交付金というかこれが調べてみますと、やはり3年度が120万、4年度が470万、5年度が580万くらい、そして令和6年度が520万と。若干6年度が低くなってるんですが、だいたいこの実績見込みは今の段階で分かるかどうか。そこらへんをちょっと。6年度の決算でどれくらいになるのかお聞かせをいただきたいと思っております。</p> <p>榎屋村長。</p>
	<p>議 長 齊藤議員</p> <p>議 長 榎屋村長</p> <p>議 長</p>	

	<p>榎屋村長</p>	<p>お答えをします。6年度の実績につきましては分かると思いますので担当課の方から報告をさせますが、金額につきましては、全国的なレベルでの順位、あるいは項目等の変化等によってその年、年変化があるものがございます。答弁でもお話ししましたように、例えば20項目もある中で、どの部分が多かったり、低かったりといったようなこととなりますので、そういった国の指標等も検討しながら、そして、国の指標だけに従ってやっても、実際の村民の皆さまのためにならない指標の部分に力を入れても大変でございますので、そこらをうまく取り入れ、総合的に村のためになるようにといったところの取り組みで進めたいというふうに思っております。いずれ、全体として点数が高くいくということはいろんな保健事業等含めて、良好な状態に近づくということですので、取り組んでまいりたいというふうに思います。それで、うちのその直近の6年度、今分かるかどうかあれですけどもその評価点数につきましては、今担当課の方で。</p>
	<p>議長 松葉住民 福祉課長</p>	<p>松葉住民福祉課長。 先ほど齊藤議員さんの方でおっしゃられた金額につきましては、努力者支援というものだけでなく、全体での金額のものかと思っております。お答えになって、お聞きした500いくらという金額につきましてはですね。努力者支援以外の金額も含まれているものかと思っております。それで、申し訳ございません、6年度の実績努力者支援分っていうの、ちょっとそこまで手持ち資料にございませんでしたので、後ほどお示しさせていただければと思います。</p>
	<p>議長 齊藤議員</p>	<p>4番齊藤議員。 ありがとうございました。この努力支援制度の中の項目がかなりあるわけですけども。特に、特定検診受診率とかいろいろあるわけですけど、国保の収納率の実績等については、例えば、保険税を納付している世帯、これは自動引き落としは該当にならないということになるわけですか。評価項目の中で。それとですね、あと後発医薬品の使用割合これが分かたらお聞かせいただきたいと思っております。ジェネリックですか。ジェネリック、これ推奨してますが国、県では。村でも。これの使用割合というか、わかりましたらお聞かせいただきたいと思っております。</p>
	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。 お答えを申し上げます。まず保険料の収納の部分ですけれども。いずれどんな手法であっても、納期内納付等されていけば、改善カウントには、上がっていけば、なっていくというふうにも思います。この場合は、一定の率を超えればということですので。例えば、99から99.9になったからといって、点数が上がるわけではなく、例えば、93.何%以上のところに付与するといったような制度になっているものというふうに思っております。データによれば、全市町村の上位3割のそこには何点とか、次の段階のそこには何点といったような仕組みということになっております。それからですね、ジェネリック、後発医療費、薬品の件は担当課の方で状況分かります。</p>

	<p>議長 松葉住民 福祉課長</p> <p>議長 齊藤議員</p> <p>議長 松葉住民 福祉課長</p> <p>議長 齊藤議員 議長</p> <p>大上智議 員</p>	<p>思いますので、お答えをいたします。</p> <p>松葉住民福祉課長。</p> <p>先ほど、保険料の口座振替でのものが点数になるかというお話しでよろしかったでしょうか。</p> <p>(「それはいい」と、桎屋村長)</p> <p>すみません。ジェネリック、後発薬品等の取り組み使用割合というのが2点が点数評価のものとなっておりまして、後発薬品の周知チラシであったりとか、そういったものを配布するっていうものと、後実際の後発薬品の使用割合が点数となっておりまして、申し訳ありません、その使用割合まではちょっと今手持ちにはございませんでしたので。後ほどお出しさせていただきますと思います。</p> <p>4番齊藤議員。</p> <p>ありがとうございます。もう1点。この評価項目の中で、普代村が一番点数と言いますか、あれが高い、そして力を入れている項目を参考までにお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>松葉住民福祉課長。</p> <p>いちばん点数の高いものでございますけれども、各項目ごとに満点点数が違うわけですけれども。一番高い点数は、140点満点中130点を取っておりますのが、後発医薬品の促進の取り組み及び使用割合となっております。</p> <p>4番齊藤議員。</p> <p>ありがとうございました。以上、質問を終わります。</p> <p>以上で、4番齊藤正明議員の一般質問を終わります。</p> <p>次に、8番大上智議員の一般質問を許します。</p> <p>8番大上智議員。</p> <p>8番大上智でございます。6月に入り浜はコンブ漁は終盤の追い込みに入り、漁協自営定置網では連日のサバ、イワシの大漁、また、ウニ漁も始まり活気づいております。田んぼにおいても田植えを終えたところでございます。本年の更なる豊漁豊作を祈るところでございます。</p> <p>それでは早速ですが、議長のお許しを得まして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。</p> <p>1番目の質問は、国民宿舎くろさき荘の運営についてでございます。</p> <p>昭和39年開業から60年余りの歴史を持つ、村営の国民宿舎「くろさき荘」は、これまで村の観光拠点として、また、村内の各種事業等で村の施設として、村全体への多様な役割・効果・恩恵をもたらしてきた施設であったことは、村民の皆さまと、思いは共有するところでございますが、戦略的に縮小して、再生への活路を見出す意味からも、今後の「くろさき荘」の存続の意義等について、以下について見解を伺います。</p> <p>1番、現在の、村内からの人材雇用・賄い材料調達等による、村内経済効果への貢献度を、どのように捉えているのか。</p>
--	--	---

	<p>議 長 梶屋村長</p>	<p>2 番、災害時における受け入れ施設としての、絶対的な必要性はあるのか。</p> <p>3 番、仮に閉鎖した場合、公営宿泊施設がないところということでの、観光客・ビジネス客等へのイメージダウンの影響を、どのように捉えているのか、考えているのか。</p> <p>4 番、村民の、「くろさき荘」に対する、存続の必要性の意識については、どのように捉えているのか。</p> <p>5 番、村民から、恒常的に足を運んでもらうという、利活用意識の醸成施策は、運営委員会等で協議されているのか。</p> <p>6 番、英国誌「タイムズ」効果による、インバウンド客・みちのくトレイル客、連泊を期待できる「家族自然体験ツアー企画」等の、持続性についてはどのように捉えているのか伺います。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>大上智議員の、村営くろさき荘の運営についての質問にお答えをいたします。</p> <p>1 点目の、現在の村内からの人材雇用・賄い材料調達等による、村内経済効果への貢献度についてでございますが、令和 6 年度分の雇用では、フルタイムの会計年度任用職員が 6 名、パート会計年度任用職員が 7 名、そして地域おこし協力隊 1 名の計 14 名の方を雇用しまして、人件費で 3,946 万 3 千円、うち地元が 3,161 万 5 千円となっております。また、賄材料費等の調達につきましては、村内からは 18 の業者からの仕入れなどを行っており、年額で 970 万円ほどとなっている状況でございます。いちばん多い仕入れを行ってるところでも、年間で 370 万円ほどの仕入れとなっております。このことから、雇用の場としての貢献度は高いものというふうに思いますが、賄材料等の仕入れ面での貢献度は宿泊等、利用者数の減少もあり、期待どおりにはなっていないというふうに考えております。</p> <p>2 点目の、災害時における避難者の受け入れ施設としての絶対的な必要性につきましては、体育館、公民館などにおける長期に及ぶ避難所生活は、避難者、特に高齢者や体に不自由なところをお持ちの方、乳幼児などと一緒にのお母さん方にとりましてはまさに過酷なものとなります。そういう方々の避難先として、くろさき荘のような施設はできるだけ必要というふうに考えております。ただ、絶対的に不可欠と言われてればその災害の被災の程度、避難の期間、近隣市町村での同様施設への対応への依頼が可能か、あるいはできないかなどの状況などによっても変わってくるものというふうに思われます。いずれ、出来るだけ避難する場合は、ご苦勞、不便などが少ない避難生活をいただくという中で考えてまいることが肝要というふうに思っております。</p> <p>次に、3 点目の仮に閉鎖した場合、公営宿泊施設が無いということでの観光客、ビジネス客等へのイメージダウンの影響についてであります、現段階では、経営改善に努めつつ事業の規模あるいは営業分野の縮小等々</p>
--	---------------------	--

は別といたしまして、出来れば継続をする考えで取り組んでおりますが、仮にお話のように、閉鎖となった場合には、観光客、ビジネス客等へのイメージダウンの影響については、これが少なからずあるものと考えさせていただきます。特に、宿泊施設がないことで、普代へ気軽に滞在をするというハードルが高くなりますので、観光客なども他の地域に滞在したりすることといったようなこと、それから村のイメージ、印象、経済効果等々も薄くなるといったようなことが出るというふうに考えさせていただきます。

次に、4点目の村民のくろさき荘に対する存続の必要性の意識についてでございますが、実際くろさき荘を利用している村民の方は、大浴場利用の方が年間1万2千人、宴会、仕出し、法事等で利用されている方がコロナ後に減少もしておりますけれども、年間4千人くらいというふうに思っておりますが、これらの方々が利用されてる状況でございます。特に、仕出しあるいは法事等は他の村内の事業者の対応が難しいことございまして、村のイメージ、村内の商店などへの大小にかかわらずの波及効果などからも、なくなれば大変というふうな思いでおられる方々が少なくないというふうに思っているところでございます。

次に、5点目の村民から恒常的に足を運んでもらうという利活用意識の醸成施策は、運営委員会等で協議されているのか、についてでございますが、これまで3回ほどの運営検討委員会を開催いたしました。その中で企画、イベント開催によるくろさき荘利用促進のことや、村民の皆さんが自由に使える施設としていくための取り組みについてご指導もいただいております。例えば、くろさき荘でのいきいきサロンの開催等々もそうでございますし、これらと併せ、新メニューなどの様々なご意見をいただきまして、現在その意見に沿った運営改善に取り組んでいるところでもございます。

最後の6点目ですが、英国紙タイムズ効果によるインバウンド客、みちのく潮風トレイル客、連泊を期待できる家族自然体験ツアー企画等の持続性についてでございますが、トレイルのハイカーの方は年々増加している状況で、更にお話のタイムズ紙が発表した日本で訪れるのに最適な14の場所に、みちのく潮風トレイルも選ばれたということによりまして、令和6年度に、カウンターでのデータでございますけれども、令和5年度の3倍の1,512人のハイカーが訪れているという結果となっており、これにトレイルランニング等などでのいろんなトレイル関係のイベントも今後伸びるというふうに考えておりまして、今後の増は期待をできるのかなあというふうに考えさせていただきます。

次に、家族自然体験ツアー企画については、昨年度から始めたということでありまして。昨年度の実績は、1回しか開催をされませんでした。78人の利用がございました。今年度は、3回の開催が予定をされており、437人の予約が入っている状況でございます。今後におきましても、ハイカー

	<p>議長 大上智議員</p> <p>議長 榎屋村長</p> <p>議長 大上智議員</p>	<p>向けの企画、家族自然体験ツアー企画を充実をさせるなどいたしまして、積極的な誘客などに努めてまいりたいというふうを考えさせていただいておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。</p> <p>8番大上智議員。</p> <p>3番目について、再質問させていただきます。以前くろさき荘の存続についての質問に対して、現在も大きな債務の返還を抱えておることから、近々の閉鎖は難しいと考える。冬季期間の一部営業休止策等図りながら、債務の立て直し戦略を図り、経過を見ながら今後について考えたいとの答弁だったと思いますが。この償還はいつの時点で終了するものか。また、その後の営業縮小効果、つまり職員による効率的運営によった営業の試算結果を分析した結論から導き出された方向性をどのように捉えているのか伺います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。いずれ、過疎債になりますけども、くろさき荘自体の会計でお借りをした、これは7割バックがあって、それから村の方でも借りている、これは恐らくあと2年くらいあるというふうなことでございます。全体にご存じのように、バックがあるので一般会計から入れてもらって、バック分は一般会計に入るというふうな仕組みにさせていただいておるところでございます。それからですね、今まで取り組んできたもろもろのこともございますけども、近年のその冬季間での非常にその電気代であれ、いろんなものであれ、エネルギー価格が高騰してる中で、どうしても冬場は従前よりもさらにつらいということで、縮小をして取り組んでいるところでございますが、今そのどのくらい前の、ずっとやる分の3か月間の赤字と。それから今止めたときの赤字ということでの差は出しておると思うんですけども、それによつての今後の方向性ということについては、今、更に検討中というふうなことで、検討に、方向付けには至っていないところであります。そろそろ、議員さんもお感じだと思いますけども、そろそろそういった取り組みについての検証を含めて、今後の在り方について相談をすべきと、そういったことから3月の施政方針でもお話ししましたように、あるいは先ほどもお話ししましたように、具体的なデータを持ち上げて、そして行政だけでなく、議会さんあるいは民間さんからいただいた意見等も含めた中で、いろんな検討を深めていきたいと。そのお話のように、その方向付けはさっきのこともありますので、そこらも見据えた中での取り組みというふうなことで考えさせていただいております。その効率化の部分のデータについては、従前1月から3月もやっていた際の12月までの部分の赤字から3月までの赤字までで増えた部分と。今現在、去年のような方式でやった場合の12月末と3月末までの赤字の増え方の状況。すぐは出ないですけど、今、計算させますので。</p> <p>8番大上議員。今まだ計算する。</p> <p>いいです。あとでまた議会とのあれがあるというので、その時またお話</p>
--	--	---

<p>員 議 長 大 上 智 議 員</p>	<p>を伺いたいと思います。 8 番大上議員。 じゃあ次に、4 番について再質問させていただきます。最近の村民の皆さまの入浴、会食、サービス企画等への利活用頻度はどのようなものでしょうか。</p>
<p>議 長 柎屋村長</p>	<p>柎屋村長。 村民の方々の利活用頻度でございますけども、今担当課からも報告されますけども、要するにその中食と言われる部分の件数と、それから金額で判断をさせていただくというようなことで思っておりますので。その部分分かったらお願いします。中食の部分。</p>
<p>議 長 宮 田 商 工 観 光 振 興 室 長</p>	<p>宮田商工観光振興室長。 ご質問にお答えいたします。まず、村民の方の利用頻度についてでございますが、まず6年度の中食の利用につきましては、全体で8,046人の利用がございまして、このうち4,029の方が村民の方の利用となっております。あと、入浴者につきましては、先ほど村長の方からも答弁がございましたとおり、12,000人ほどの大浴場の方の利用がございまして、トータルでは、昨年度ですと、24,484人となっております、これは全体の利用人数となります。中食、入浴、宿泊者数を含めた、くろさき荘の利用者は、今、6年度ですと24,484人。こちらの人数につきましては、令和2年、コロナ禍のあたりから比べると、2,000人くらいの増となっております。村内利用者につきましても、年々増加はしている状況でございます。以上でございます。</p>
<p>議 長 大 上 智 議 員</p>	<p>8 番大上智議員。 村民の皆さんからのこの施設に対する意見とか要望は寄せられているのでしょうか。</p>
<p>議 長 宮 田 商 工 観 光 振 興 室 長</p>	<p>宮田商工観光振興室長。 すみません、村民の方からのご意見というご質問でよろしかったでしょうか。はい。ただその利用してる方につきましては、やっぱりなくてはならない。先ほども村長の方から答弁があったとおり、法事等で使っている方々からは、やっぱり存続していただきたいという声もございまして、一部ではやっぱり使わない方もございまして、そちらの方については、ちょっと率直なご意見というのは今まで聞いたことがございまして、その点についてはすみませんがご回答の方は、すみません今の段階ではお答えできない状況です。すみません。失礼いたします。</p>
<p>議 長 大 上 智 議 員</p>	<p>8 番大上議員。 じゃあ、5 番について再質問させていただきます。これは4 番の質問に通じるものでありますが、これらの事項に関する運営委員会等の開催頻度はどの程度なんでしょうか。</p>
<p>議 長 宮 田 商 工 観</p>	<p>宮田商工観光振興室長。 運営委員会の開催についてでございますが、現在3回運営委員会の方は</p>

<p>光振興室長 議 長 大上智議員 議 長 宮 田 商 工 観 光 振 興 室 長</p>	<p>開催しております。以上でございます。 8 番大上議員。 その委員会での議論はどのような内容で開催されてるのか、伺います。 宮田商工観光振興室長。 ご質問にお答えいたします。まず第 1 回目ですけれども、1 回目の内容は当時のそのくろさき荘の現状の説明、あとその当時の収支状況の説明を第 1 回の方で行っております。第 2 回目にくろさき荘のこれまでの建物の施設の経過や設備の修繕等の今までの経歴、あとその、平成 24 年度くらいの、以前経営診断の方を行っております、その経営診断の時の内容の説明。あとそのくろさき荘の取引先の状況とか、あとはその今後のくろさき荘の施設の使用方法についての検討を行っております。第 3 回目ですと、現在の予約されている方の予約の状況。インターネットで予約しているとか、あとこのネットで予約しているその種類の状況の報告。あとその年度の経営状況。年度後半の運営についてご協議いただいております。以上でございます。</p>
<p>議 長 大 上 智 議 員</p>	<p>8 番大上議員。 続きまして、6 番について再質問いたします。村外から訪れていただいた利用客様からの満足度改善予防策についてのご意見はどのようなものか。また近隣施設との連携戦略はとれているものか伺います。</p>
<p>議 長 宮 田 商 工 観 光 振 興 室 長</p>	<p>宮田商工観光振興室長。 ご質問にお答えいたします。まずトレイル客、体験ツアー客の方のご意見等ですが、トレイル客につきましては、通常泊まっている方、外国人の方で、ちょっとアンケート等はまだ集計できていない状況でございますが、トレイルイベント、昨年ですと、トレイルランニングとかやった方からは、非常に施設の方は好評な評価をいただいております、今年度もまた 11 月に予約の方をいただいている状況でございますし、引き続きその次年度もですね、令和 8 年度も、更なるイベントの拡大等今この実行委員会の方からお話をいただいております、施設の方の評価も利用している方からは、高い評価をいただいております。ただその、ご意見として今いただいているのは、ハイカーに向けたハイカー向けのプランとか、そういったものをもっとチェックしていただければ、利用者の方も助かるなどの意見をいただいております。体験ツアー等で利用しているお客様は、昨年度のまず 1 回目だったので、今年度からそういった意見等を収集していければと考えております。以上でございます。</p>
<p>議 長 大 上 智 議 員</p>	<p>8 番大上議員。 最後に、本日の会議にも添付されておりますが、産経常任委員会の報告書にあります、村外客の昼食利用、お風呂利用は増えているが、宿泊客は増えていないという現状をどのように捉えているのか伺います。</p>
<p>議 長 宮 田 商 工</p>	<p>宮田商工観光振興室長。 質問にお答えいたします。確かに村内の利用者、来訪者の方は増えてい</p>

	<p>観光振興 室長</p>	<p>ると感じておりますが、くろさき荘への宿泊客につきましては、そこまで誘客できてないという状況でございます。昨年度若干、5年度、6年度比較しまして6年度の方が800人くらい宿泊客が増えているんですが、その要因となってるのが、早めの企画プラン等により誘客できているところもございまして、本年度においてもそういったプラン等を、早めのプランの企画とかですね、あと新たな企画、あとイベントをしながらのくろさき荘への誘客にもって行けるような努力をしていきたいと考えております。</p> <p>(「終わります」と、大上智議員)</p>
	<p>議 長 大上智議 員</p>	<p>8番大上智議員の、次の質問を許します。</p> <p>2番目の質問は、新学期における学校運営状況について、でございます。新年度のスタートにあたって、教育委員会が把握している、小学校・中学校両校の、学校現場の現状・問題点等について、以下に対する見解を伺います。</p> <p>1番、中学校教職員において、技術・家庭、保健体育、並びに、情操教育に欠かせない音楽・美術等の専任教科の欠員から生じる、教科外担任の配置・充足の状況及び課題について伺います。</p> <p>2番、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題について、教育委員会・学校ではどのように対処しているのか伺います。</p> <p>3番、小規模学校だからこそ活かされる、「誰一人、取り残されない」、点数主導でない学力向上授業への、取り組み実行状況について伺います。</p> <p>4番、普代学園における、教職員の小・中学校両方の教員免許を持った教員配置の方針について伺います。</p>
	<p>議 長 三船教育 長</p>	<p>三船教育長。</p> <p>議長のお許しをいただきましたので、8番大上智議員の新学期における学校運営状況についての4点のご質問について、お答えをさせていただきます。</p> <p>1点目の、免許外教員の配置、充足の状況と、生徒に与える影響についての質問についてお答えいたします。まず、本村中学校の今年度の免許外での授業指導者教員数は、家庭科と技術科の2教科2名でございます。7年度の普代中学校の学級編成は、通常学級3、特別支援学級2、合わせて5学級であり、教職員配当基準により配当定数上の教職員定数は13名で、そのうち教員配置が8名でございます。中学校の教科は、主要5教科に加えて、体育、音楽等計10教科ですので、2教科につきましては免許外での指導ということになります。教職員配当基準の関係上、小規模校である本村では、どうしても全教科に教職員を配置することが困難なことから、定数外での加配あるいは非常勤講師を毎年度お願いしておりますが、講師等が見つからず、このような形となっております。</p> <p>ご質問の生徒に与える影響でございますが、この免許外指導は、生徒に与える影響もそうですが、担当する教職員にも自分の専門外の教科を受け持つということで、大変大きな負担となります。そして生徒には専門外で</p>

あることから、授業で得られる知識やなかなか質が上がらないといった影響が出てまいります。昨年6月の定例議会において、議長名で教職員の定数改善と義務教育学校国庫負担制度拡充に係る意見書を国に提出していただきました。大変ありがたいことで、こうした動きが国を動かし、免許外解消も含め子どもたちの育ち、教職員の負担軽減の大きな力となればと思っておりますことを申し上げ、1点目の答弁とさせていただきます。

次に、2点目の児童生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題への対応についてのご質問にお答えします。以前にも申し上げました通り、社会もそのとおりで、学校生活も集団生活の場である以上、個々のぶつかり合いは当然発生しますし、ある意味それが集団生活の姿だとも思っております。

しかし、いじめや嫌がらせは絶対許すことができないことであり、特にいじめに関しては、不登校や最悪自殺などを引き起こす背景ともなる人間の尊厳にかかわる深刻な問題と捉え、いじめ防止対策推進法及び本村のいじめ防止基本法にのっとり、学校にいじめ対策委員会を設置し、これまで対応にあたってまいりました。教育委員会では、事案やいじめ対策委員会の内容等逐次報告相談を受け、情報を共有し、子どもたちの健全育成に対し対策を講じてまいりました。学校内における諸問題は、学校、教育委員会だけでなく、保健センターとの協力もいただきながら、保護者への連絡等も含め連携を図りながら取り組んでおります。また、授業中落ち着きのないあるいは授業を抜けだす児童等、昨年度までおりましたが、子どもたちに寄り添い、粘り強い指導が身を結び、現在はおおむね落ち着いた学校生活となっておりますこと申し上げ、2点目の答弁とさせていただきます。

3点目の、誰一人取り残されない点数主導でない学力向上授業への取り組み実行状況について、のご質問についてのご質問にお答えいたします。

岩手県教育委員会の7年度経営計画では、児童生徒への心のサポートや就学支援の充実、いわての復興教育など一層の推進に取り組むとともに、確かな学力の育成と、不登校対策をはじめとする、誰一人取り残されない学びの保証に重点的に取り組む。またICT等を効果的に活用した学習の質の向上や、地域や地域産業との協奏による魅力ある学校づくり、学校、家庭、地域が連携する仕組みづくりや、生涯にわたって学び続けられる環境づくりなどにも取り組むとしております。本村でも、子どもたちの人数は少ないわけですが、逆に、児童生徒一人ひとりに目が届き、きめ細やかな指導が可能となります。そうした小規模校のメリットを生かしながら、子どもたちが郷土に愛着や誇りを持ち、自らの可能性を生かしながら他者とのかかわりを通し確かな学力、豊かな心、健やかな体を総合的に兼ね備え、変容する社会に適用し、社会を創造するための資質能力や生きる力を育むため、年度ごとに確かな学力育成プランを作成し、そのプランに基づいた授業改善や評価、つまずきを生かした児童生徒一人ひとりの資質能力の向上を個に応じた指導を行っております。また、体験活動等とおし、課

	<p>議長 大上智議員</p> <p>議長 三船教育長</p>	<p>題解決能力、話し合いなどを通じた共同的な学びなど共に学び高め合うことで、誰一人取り残されない子どもたちの育成に努め、変容する社会を生き抜いていく力を育成することを念頭に、本村児童生徒の心身の成長を望ましい人間関係の構築、テスト点数至上主義でない総合的な学力保障という共通の目的に向かって、教職員一丸となって取り組みを進めていきますことお話しさせていただき、3点目の答弁といたします。</p> <p>最後に、4点目の普代学園における、教職員の小中両方の教員免許を持った教職員配置の方針についてのご質問にお答えします。</p> <p>義務教育学校では、小中両方の教員免許を持った職員を配置することが基本となっております。これは、義務教育学校では、小学校中学校関係なく担当する必要が生じてくるためでございます。また、小中両方の教職員免許や、専門科目の免許を取得している方が、学校にとっては柔軟な編成がしやすく、免許外担任を解消することにもつながってくるというふうに思っております。本村でも当然小中学校両方の教員免許所有者の配置を目標としますが、開校時に教職員全員小中両方の免許所有者がそろるかと言えば、なかなか難しいものがあると思っております。教職員の人事協議の場では、普代学園の9年度開校が明確とされたことで、全員が両方の免許を持った教職員の配置となるよう強く要望しているところでありますし、県としても十分そのことは理解いただいていると思っております。子どもの数は少ないですが、県下に誇れる普代学園を目指し、今後とも引き続き万全の教員体制が整うよう努力してまいりますことお話しさせていただき、4点目の答弁とさせていただきます。</p> <p>8番大上議員。</p> <p>2番について、再質問させていただきます。ちょっと時間も差し迫ってまいりましたので、次の3点について、まとめて質問したいと思います。</p> <p>義務教育学校の建設については、順次進むものと思われませんが、肝心の学校経営に不安を感じる点はないのでしょうか。</p> <p>2点目につきましては、現時点においては、正規の授業を担保するための久慈小生活安全課やスクールカウンセラー等へ依頼しての、特別講話授業等は実施されていないのでしょうか。</p> <p>3点目、現時点では、問題児生徒対策のための職員による授業見守り活動は実施されていないのでしょうか。以上3点伺います。</p> <p>三船教育長。</p> <p>お答えします。子どもたちに対しては、今先生たち一生懸命取り組んでおりますし、全体的にそうなんですけどもカウンセラーにしても、授業は行ってませんけども、カウンセラーが必要な場合は、久慈教育事務所にスクールソーシャルワーカーなりおりますので逐次、あとは年間の訪問もございまして、相談体制というのは確立されております。ただ、学校に配置するのはなかなか難しいことで、改めてそのカウンセラーさん、スクールソーシャルワーカーさんが学校に来て授業をするということは今のところ</p>
--	---	--

		<p>は行っておりません。それから、家庭の見守りにつきましては、去年先ほど答弁でも申し上げましたとおり、その教室を抜け出す子とかおりましたので、見守りはやりましたけども、本年度につきましては現在落ち着いておりますので、そのような方策はとっておりません。</p> <p>学校経営のあれですか。前回の答弁でもお話し差し上げましたとおり、普代村の小中一貫校で、小中一貫推進委員会の中で9年度の義務教育学校開校に向けての様々な教育課程と検討を進めております。現在も今日も会議を行っております。大体年14回ほどの会議を行いまして、進めていくと。その中で、今年度やっと実現できた1つとしてご覧になっていた議員さんいるかどうかわかりませんが、小中合同の運動会。これも「普代オリンピック2025」ということで、義務教育学校開校に向けての1つの、開校してからやるんじゃなく、準備の段階からそうしたことに取り組んでいく。そして、秋にはスクールフェスタというふうに順次開校に向けて少しずつですけども、その歩みを進めていると。まったく不安がないわけではございませんし、特にも本年度着任いただいた先生方については、当然3年は普代小中学校に勤務いただけるものとして、皆さんが義務教育学校開校の最初の先生方になるというふうに私は思っていますので、しっかりと、他人事として捉えないで、ここに普代の義務教育学校初年度の先生として立派に動けるように頑張っていたきたい。そしてまた、人事の関係でもそうですけども、力のある先生を配置いただいたとっております。そういうふうに県でも普代の義務教育学校を開校に向けて、いろいろ協力していただいていることを肌で感じておりますので、そういうことを生かしながら進めていきたいというふうに思っております。</p> <p>8番大上議員。</p> <p>ありがとうございます。じゃあ本年度につきましては、その去年度は特に小学校では正規の授業が難しい場面もあったというふうにお聞きして。本年度の場合は、正規の授業はもう担保されているというふうに受け取ってよろしいわけですね。</p> <p>三船教育長。</p> <p>はい。小学校についてはそのように。中学校については先ほど言いましたように、教員8人について10教科ということで。免許外が2名ということで。これ、もうずっと続いておるんですけども、7年くらいかな、この免許外。どうしてもなかなかその講師さんがいないということで、つけてくれないんですが、こないだ、おとといの、県の教育長とちょっとお話しをさせていただいたときに、なんとか頑張って加配をつけるような方向に持って行きたいというお話もいただいておりますので、今後そういうふうになっていただければというふうに思っております。以上です。</p> <p>8番大上智議員。</p> <p>4番について再質問をさせていただきます。先進校に見られると聞いておりますところの、開校後の小学校、中学校の教育課程の違いから生じる</p>
	議長 大上智議員	
	議長 三船教育長	
	議長 大上智議員	

	<p>議長 三船教育 長</p>	<p>と思われる前期課程、後期課程での担当教職員間の校内分断問題の懸念についてはどのように考えてるか伺います。</p> <p>三船教育長。 村では、4.3.2の仕切りで考えております。当然真ん中の3の部分が、現在の小学校と中学校が一緒になる課程になりますので。ここでなんで両方の免許が必要かといったときに、そういった乗り入れ授業とか、何ですか、中学校の先生が、免許を持った先生が小学校を教えられるというすごいメリットがありますので。特に、音楽とか、体育というのは目覚ましく変わるといのが実践的に示されております。小学校の先生が、ピアノを間違えながら教えるんでなくて、専門の先生が来て教えると、バンッとレベルが上がってしまうというふうなことで。そしてもう1つは、小中の先生が、9年間の教育課程を一緒に考えながら進めていくので、小学校、中学校で分かれてやる今までの教育とは全く違った形で、9年間の教育課程を全教員が共有して一貫して進めるというのがこの義務教育学校の大きなメリットだというふうに捉えております。そういったことも含め、今9年度開校に向けまして、一生懸命どういふふうな教育課程を組むのか、どういふふうな学校経営をしていくのかということにつきまして進めております。不安がないわけではございませんが、当然今ある例えば大槌学園にいる先生方が何人か来てくれれば、少しはいいかもしれません、よーいドンでみんな初年兵で始まると、やっぱりつまづきは当然出てくるとは思いますけども、そういったつまづきを生かしながら、子どもたちの9年間をしっかりと育てていく方法を探っていくことがやはり大事なのかなあというふうに思います。よろしくお願ひします。</p>
	<p>議長 大上智議 員</p>	<p>8番大上議員。 確かに今、教育長からお答えしてもらったんですけども。その中期っていうか、5、6、7年生ですか、そのへんはやっぱり両方の免許が持ってたほうがかなり有利だと思うんですけども。大槌はさておいて、まず、全国的にやっぱり何年か、3年か4年くらいにどうしても小学校教員と家庭のあれと中学校のあれでどうしても校内分断が生じる例もあったというふうに教えられたもんだから、そのへんどうなんですか。校内分断、初期と後期の方の教員間での分断っていうか、そのへんどのように感じてますか。</p>
	<p>議長 三船教育 長</p>	<p>三船教育長。 そのへんについては、私もまったく素人なもので、特に校長先生方にお願ひして、そういうふうな仕組みづくり、それからさっき言いました小中一貫研究会、ずっと続けておりますので。今年、今年度、全教員が大槌学園に視察研修に行くことになっております。そういったことも含めまして一生懸命どうしたらいいかということ今研究しながら取り組んでおります。必ずしも視察したからといってうまくいくとは私も思っておりませんし、やはりその中でいろんな課題なり、これからの問題点を見つけ出してきて少しでもいい形でスタートできればというふうに思っていますので、先</p>

	<p>議長 大上智議員</p>	<p>生たちの力を信じて取り組んでまいりたいというふうに思います。</p> <p>（「はい、終わります」と、大上智議員）</p> <p>8番大上智議員の、次の質問を許します。</p> <p>3番目の質問は、「第6次普代村総合発展計画策定」について、でございます。</p> <p>人口減少は、しばらくの間続くものと捉えたうえでの、地方自治体での持続戦略・施策は、全国各地でチャレンジされておりますが、本村においても、今後の村の方向性は、策定準備に取り掛かっている、第6次総合計画に示されるものと思っておりますが、以下について見解を伺います。</p> <p>1番、普代村地域創生・人口減少対策本部と、別な組織と思われながら、ほぼ同じメンバーで構成されている普代村総合発展計画策定委員会及び普代村総合発展計画審議会、普代村まちづくり研究会について、それぞれの具体的な立ち位置・役割・権限について伺います。</p> <p>2番、政策推進室が示した、計画策定スケジュール（案）にあります、策定プロセスを踏んだ中で、6月の産業団体、続く7月の各地区との意見交換会の開催内容は、どのようなものを想定しているものか伺います。</p> <p>3番、計画の策定にあたっては、これまでの計画と横並びの計画案の策定ではなく、もっと独自の施策を編み込んだものとするべきだと思います、見解を伺います。</p>
	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。</p> <p>大上議員の、第6次普代村総合発展計画策定についての質問にお答えをさせていただきます。時間の都合がありますので、すみません割愛を、簡潔にといたったようなこととお話をさせていただきますし、それによって失礼なことが、言葉遣いありましたらお許しをいただきたいというふうに思います。</p> <p>まず、1点目の、各組織の役割、権限についてでございますけれども。まず、対策本部の方でございますけれども、私が本部長になっておりまして、どうしても盛り込まなければならない人口減少の対策について、私のもので検討をして第6次の計画に、そのたたき台に反映をさせるというふうなことが役割になっております。そしてご存じのように、計画ができ上って進んでいった中でフォローアップもするというふうなことになっております。それから、策定委員会の方、これは副村長が委員長というふうになっておりまして、まさにその計画の原案そのものを作る部署でございます。ここで作った案について、外部委員会である審議会に諮問をして、そして作業を進めていくというふうなことになっております。それからその、今お話しした審議会でございますけれども、まさにその外部の委員ということでございまして、その策定委員会から上がった諮問案について最終の検討をして、答申を私のところに上げていただくということと、やっぱり計画が進んでいった際のフォローアップをするというふうなことになっております。これはまさに外部の組織というふうなことになっております。</p>

それからもう1つあります、まちづくり研究会でございますけれども、これは若い職員の人材育成のことを考えたり、若い職員の考えを、意見を反映させるべきだというふうな中で、いろんな検討をしたものを、副村長が委員長になりますその原案作りの場に上げていくというふうな役割をしているというふうなことで考えさせていただいております。それから、産業団体や各地区との意見交換会のことでございますけれども、産業団体等のことについては、そのトップ等について、現状の課題とか、将来の方向性で考えておられることをヒアリングをします。聴き取りをするというふうなことで、考えさせていただいておりますし、それから、各地区については、村政懇談会でございますので、そこでいろんな意見をテーマの1つにもして、いろんな意見を聞くということの中で、課題等把握をしていくといったようなことで考えさせていただいております。

それから、3点目の独自性のある部分というふうなことでの、ご質問ご意見でございますけれども、いずれ過去からのこういった計画の取り組み、全国的に今、国の実証の通知もあったわけでございますけれども、基本構想と基本計画と、そして実施計画。これの3本立てでやりなさいというふうなことで通知がきて、それで長く取り組んできているというふうなことでございますけれども。平成23年になって、その基本構想部分は作らなくても市町村はいいよといったようなことで言われたりも、法律が改正にもなったんですけれども。いずれその各市町村、全国的にまだ必要だろうといった中で、これを各市町村の条例に位置付けて、そして作っていきましょうということにそれぞれがしておりまして、そして、その中の取り組みの構成としては、やっぱりこれまでやってきた3本立ての基本構想、そして基本計画、実施計画の3本立てでやる方がよろしいというふうな考えのもとに取り組んでいるのが、ほかの市町村も実態でございます。私らも長く、今までの第5次、第6次までのこの計画の中で、そういった流れできているので、出来るだけ浸透性もあるといったようなことも考えて、今回もそういうふうな取り組みの中で、進めたいというふうに思っておりますけれども。ただ、大上議員さんからは、もろもろのご指導等もいただいておりますので、そういったことを鑑みて、出来るだけ政策や体系そのものを村民にわかりやすくといったようなことで、いずれ丁寧にもものを書き下ろしていくというふうな取り組みの中で、議員さんがおっしゃる村独自の施策の編み込みといったようなことの計画にするように頑張りたいというふうに思っております。現在、作業進めておりますけれども、これから段階的に議会さんにもいろんなご相談もさせていただきますので、その際にもまたそういった点についてのご指導等いただきますよう、お願いをさせていただきます。答弁とさせていただきます。

議長  
大上智議員

8番大上議員。

1番についてでございますが、令和7年1月21日付で政策推進室から示された、計画策定に係る基本方針についての3ページにある、4番計画策

	<p>議 長        梶屋村長</p> <p>議 長        中 村 政 策        推 進 室 長</p> <p>議 長        大 上 智 議</p>	<p>定の視点(1)の現行計画の総括の内容に、現行計画の取り組みの成果と課題を検証分析し、その改善策を次期計画に反映する必要があります。とあります。それの中の6ページから7ページの策定スケジュール(案)を見ますと、それを検証する第2回審議会を9月に開催する予定とありますが、果たして中間まとめのパブリックコメント等を実施する、9月に実施し、次期計画に反映できるものでしょうか。形式的な検証、つまり計画に掲げる目標指標の達成度の検証に終わるものではないですか。もっと早期の審議会開催段階で、検証分析し、結果を次期計画に反映するべきだと思いますが、見解を伺います。</p> <p>梶屋村長。        細部は担当課の方で答えるとは思いますが、いずれご存じのように毎年度検証してやってきておりますし、それから、その全体的な取り組みについての検証も行っているといった中で、恐らくそういったものの再取りまとめを含めての次の計画に生かす部分についてのことを一定の時期にやりたいというふうなことだと思っております。今9月というふうにお聞きしましたが、恐らくそれについては、いろんなこのヒアリング等も踏まえた中で、これまでやってるものプラス、そのほかの今回初めて行う産業団体、あるいはいろんな団体等のことまで踏まえての取り組みというふうなことで進めているのかなあというふうに思っておりますが、細部は担当課からお願いします。</p> <p>中村政策推進室長。        審議会等の開催のスケジュール関係についてでございますが、1月21日の総合発展計画の策定に係る基本方針案ということで、議会の議員さん方にもお示しをさせていただいたところでございますが、現在です、外部の策定の支援事業者さんも決まりまして、こないだの6月の2日に第1回の策定委員会、それから人口減少対策本部会議の方開催をさせていただいて、その中で、6月2日時点の改定スケジュール案というものもそこでお示しをさせていただきました。その中で、今まちづくりアンケート実施しております。それからまず、トップインタビュー等も実施をさせていただきました。今後その7月には産業団体さんのヒアリング等も進めていくスケジュールとしておりまして、当初9月に中間まとめということでお示しはさせていただきましたが、そちらの方は、第2回の審議会の方はですね、8月中に実施をするということで、現在事業者さんの方からも、庁内で検討する部分のこれまでの計画の評価とかそういった作業も進めていくように、今作業の方も進めていくことにしておりますので。いずれ12月に議会さんの方には、基本構想の部分ですね、議会調定して承認もいただくこととなりますので、そのスケジュールに遅れないように、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。以上です。</p> <p>8番大上議員。        確かにいろんなあれで、実質的にはその検証分析は行われていると思</p>
--	---	---

休 憩 再 開	員	ますけども、ただ先ほど私が申したとおり、検証分析に関してはこのスケジュールには、審議会とのあれしか載ってなかったもんだから。だから、それではちょっと今策定中だと思いますけど、事前にそういうふうな審議会なりなんなりでご意見いただいて、これからの計画に生かすべきでないかなあと思ったもんですから。もちろんいろんな場面でのそういう検証はやって、分析はやってるとは思いますけども、たまたまそのスケジュールに関してそういうふうに、そこだけ載ってたもんだから。これではちょっと次のあれさ生かせないんでないかっていうような意味での質問でしたので。まずわかりました。あと、実はもっとあったんですけども、これは次回のその場の機会があると思いますので、その時に質問させていただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。
	議 長	以上で、8番大上智議員の一般質問を終わります。
		ここで、昼食のため、13時まで休憩といたします。 (11:54)
	議 長	休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (13:00)
		一般質問の前に、先ほど齊藤議員の方より質問がありました、松葉住民福祉課長より説明がございますので、よろしく申し上げます。
	松 葉 住 民 福 祉 課 長	松葉住民福祉課長。 先ほど4番齊藤議員さんの方よりご質問のありました、ジェネリック薬品の使用割合ですけども。5年が88.92%、6年が90.75%となっております。もう1つの方の、努力者支援制度の方の金額の関係ですけれども、令和5年度575万6千円入っておりますが、そのうち取り組み評価分につきましては144万9千円、令和6年度につきましては、521万5千円入っております。その中で、取り組み評価分が160万円となっております。
	議 長	よろしいですか。
		(「はい」と、齊藤議員)
	議 長	それでは次に、5番中上一登議員の一般質問を許します。
	中上議員	5番中上一登議員。 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。5番中上でございます。 1つ目の質問は、道の駅からくろさき荘を結ぶ観光対策について、村長にお伺いいたします。くろさき荘、恋する灯台、キラウミ、RVパーク、道の駅。以上、普代村の観光として点在する、取り敢えず上げられる施設です。観光資源としては1つひとつありますが、それぞれ独立してつながりがないと感じないでしょうか。これらの点を結ぶような流れを作れないものかと思えます。 くろさき荘をはじめ、今一つ特徴を活かしきれず、全体をつなげることができていません。自分自身、ではどのようにすればいいのかというアイデアを持ち合わせているわけではありませんが、観光については、専門的にプロジェクトを進めていくべきかと思えます。幸い地域おこし協力隊がいろんな活動を通して、村を盛り上げる手段を考えております。産業経済

	<p>議長 梶屋村長</p>	<p>委員会では観光についての意見交換会を実施しておりますが、勝地域おこし協力隊員の情報をヒントに何か出来ないかと考えています。これらの提案も含め村長の今後の普代村観光への展望をお伺いします。</p> <p>また、担当者は現状の観光に取り組み、今何が必要であるのか、観光への体制も含め感じていることを参考までにお聞きできればと思います。以上です。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>中上一登議員の、今後の普代村観光の展望についての質問にお答えをします。現在みちのく潮風トレイルのハイカーや道の駅青の国ふだいへの立ち寄り客、くろさき荘の入浴客、日帰り客、宴会昼食部分ですけども、など徐々に増えてきておるところでございます。人の流れは少しずつではありますが、着実に活発化しているということで認識をしております。その中で、観光交流の拠点として整備してきた道の駅青の国ふだいへの立ち寄りツアー客、その売店利用客など、私どもの試算では、売店部分だけでも、レジをくぐった部分だけでも、3万8千人というふうにカウントしてございますけれども、いずれそれを超える方々が本村に訪れる状況ということでございますので、このお客さんをリピーターとして、またその方々の口コミなどにより、新たなお客さんを迎えるために、議員さんお話のとおり、村の各観光施設を結ぶような、つながりづくりとバリアフリー化も進め、滞在時間の延伸、来訪者の満足度の向上を図ってまいらなければというふうに考えさせていただいております。そしてその観光施設のつながりを深めることが進められれば、村内の観光全体の魅力も質も向上し、村内での消費も増え経済効果のアップもより期待できるものでもございます。今後も複数の観光施設のスムーズな周遊への環境の整備、外国人旅行者対応の充実強化、老朽化した施設の改修上質化、未利用施設の撤去などに努めてまいりますし、産業経済委員会での地域おこし協力隊からの提案につきましても、担当課でのムービングハウスの駅前やキラウミ公園付近での活用や、駅前アートへの取り組み、トレイル客の更なる宿泊拡大への営業活動などについて、深堀の検討も深め、進めながら、神楽や食などの文化、伝統などの魅力も含めての総合的な村の状況の発信も行いながら、観光人口を拡大をさせ、その先の未地域の居住、更には村への定住といったことにつなげていければなあというふうに展望期待をしているところでございます。そのように、そして取り組んでまいりますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p>
	<p>議長 宮田商工 観光振興 室長</p>	<p>宮田商工観光振興室長。</p> <p>中上一登議員の、担当者は現状の観光に取り組み、今何が必要であるか感じていることについての、ご質問にお答えいたします。</p> <p>村長の先ほどの答弁でもございましたように、村内への人の流れは活発になってくるのが予想されます。このお客様をどのように滞在させ、各観光施設への集客へつなげていけるかが大事だと感じております。特に、</p>

	<p>議長 中上議員</p>	<p>くろさき荘へのこの客を誘客し、宿泊に結び付ければ大幅な収入の増が期待できます。これまで企画イベントなど開催しても、各観光施設の誘客に至っていないのが現状でございます。議員さんのお話のとおり、村の各観光施設を結ぶような流れを作り、企画イベントなどから各施設への誘客につながるよう努めてまいりたいと考えております。以上で、答弁とさせていただきます。</p> <p>5 番中上議員。</p> <p>ありがとうございます。今、村長さんからも担当課からもいろいろ聞いたわけですが、担当課としては、まだなかなか誘客に至っていないということは感じているわけであります。村長が捉えるとおりに確かに増えております。先ほど村長が言った 32,000 人訪れているという、年間という認識でいいですね。そのそうですね、38,000 人か、訪れているということで、訪れてもらうだけでなく、そのいかにしてここにとどまってもらえるか、とどまるっていうか、宿泊してもらうかっていうことがやはり非常にネックになっているのかなあとというふうに思っております。これまで観光対策については、何度か質問しておりますけども、先ほども上げた、恋する灯台の認定もそうですし、RVパークですね、これについてもまだそんなに周知されているような感じはありませんし。まず第一に各地区のこの岩手県沿岸のRVパークは普代村しかないわけですね。岩手県っていうかこの三陸沿岸は。今度もしかすると田野畑にできる可能性も出てくるというところで、看板の設置をできれば早くした方がいいんじゃないかなというふうに感じております。</p> <p>あとは、くろさき荘は確かに、くろさき荘は宿泊施設であって村からちょっと離れているわけですね。だから普代には普代ですけども、どっちかっていうと、くろさき荘観光っていう色合いが強いのかなあと。今トレイルの関係もあります。その関係で泊まってる方もあると思います。あと、7 年前 2018 年に三重県の伊勢志摩バリアフリーセンターですね、を視察しております。これは障害の方のある方の観光について非常に参考にさせてもらってきたところでありまして、これはもろに滞在型の観光ということになります。言い方は悪いかもしれませんが、障害のある方が 1 人泊まりに来れば、最低でも 3 人、4 人は来るから、1 人の方よりは 3 倍 4 倍の経済効果があるんじゃないかというふうな言われ方はしております。そういうこともあって、いろいろと質問もしてきたわけですが、これは例えば恋する灯台にしても、まだ認知度という点で、モニュメントこの上に設置したらどうかと。三鉄からも、三沿道からも見えるということで、提案したこともありますけども、まだ至ってはいないということで、こういった 1 点 1 点を見ても、まだ途中経過なのかなという感じがします。その中で、この 1 点 1 点を強調しなくても、この流れを何とか 1 つのものにするのはやはり宿泊施設というのが非常に大切になってくるなというふうに思うんですけども。こないだ産経で勝地域おこし協力隊員からいろいろ資料</p>
--	--------------------	--

提示されて説明受けたわけですけども。その中で、このコンテナハウスですか、を扱ってる会社のいろいろ経験則があるわけですけども。この観光客、宿泊客などの利用目的ですよ。これがやはり、観光客の利用客は消費を促して地域に活性化を与えると。まず第一にこの滞在型にしなければなかなか経済効果地域創生にはつながらないんじゃないかということを書いてあるんですよ。私が一番の勝地域おこし協力隊の提案に興味を持ったのは、今年の初め頃かな、青森県の方に宿泊施設をちょっと検索をしたんですね。そしたら、なんつったっけな、グッドホールドホテルという、弘前の泊まれるスナック街ということで、閉店スナックがあるわけでそれをリノベーションして、そこをホテル形式にしたんですね。もうスナックの看板もスナック花子とか、千代ちゃんとかっていう看板がそのままあるわけです。それが部屋の名前になって、やってたわけですが、それが今度この勝隊員が提案したコンテナハウスと同じように、オンラインで予約して、暗証番号を打って、一切人を介さない状態で泊まれる。それを見たとき、普代村で空き家があります。空き家をそういう形でこの村内の利用できないかなあというふうに非常に興味を持ったんですけども。まあ空家もさることながら、このコンテナですか、こういったものでやればまた更にいいのかなあというふうに、非常に興味を持った次第なんですけども。こういったこの取り組みに対してですね、本当に観光で何とかしようと思えば、やはり宿泊施設が中心部になればどうしようもないんじゃないかなあというふうに考えますけども、そのことに関してちょっとこの流れとこの宿泊を何とか取り入れようという考え方についてですね、村長のこの、多分資料が勝隊員の資料も多分いってると思うんです。それも参考にしながら、どのように感じているのかですね、ご意見を伺いたいなあというふうに思います。

議長  
榎屋村長

榎屋村長。

まずお答えをさせていただきますが、勝隊員さんにはこれまでなかなか取り組めてこれなかった、観光**思い**の活性化という具体的な検討をいただいているということで、感謝をしております。そういった中で、協力隊の方でもありますし、せつかくの提案といったようなことでこれを答弁で検討するというふうなことではなく、深堀の検討をさせますというふうなことで、お話申し上げました。普通の検討よりも、更に強い取り組みを担当課にさせていくという趣旨でございますので、そういった意味で今後の取り組みをいろいろ共有して検討していきたいという思いでございます。であの、宿泊の場所というか、施設のある場所でございますけども、これまで私もその宿泊施設ではないですけども、コンテナハウスを駅前に入りたいというふうなことで、いろんな業者と相談をして、過去には7、800万で大丈夫だよといったようなことで、今の農協の施設がある、金融施設の脇に二つ並べてといったようなことを相談したこともありますけども。いかんせん、気持ちが小さいのか、まずは、くろさきの方を何とかしなければ

	<p>議長 中上議員</p>	<p>ならないといったような事情等も考えて、そのその波及効果のこと、運営の連携のこと等々をなかなか当時見いだせなかったということで今現在に至っておるところでございます。それぞれにいろんな考えを出し合うというふうなことで私も申し上げさせていただければ、駅も必要でしょうし、近いといったことで、何ていうか観光とかいろんなことを含めてということであれば、やっぱり南側のキラウミですか、キラウミの南側とか、あそこらへんにいろいろそういったものを考えればいいのかなあ。そうすると、トレイルもそして震災以降の施設も、くろさきの方へのつながりもといったようなことで考えられますし、さらに町なかとの連携も進むなあといったようなことで考えております。いずれ、深く、深堀をしてその人材も必要でしょうし、あるいはその投資も必要な部分になるのかといったようなことも含めて、検討をするに値するというふうなことで、一旦お聞きしてましたので、これをさらに検討をしていくというふうなことで、取り組んでいければと思ってました。</p> <p>5 番中上議員。</p> <p>ありがとうございます。強い取り組みをしたいという前向きな答弁だったかというふうに受け止めております。この例えばくろさき荘ですね。例えばくろさき荘と連携ということになると、例えばこの間もしゃべったんですけども、くろさき荘と連携して、そのコンテナハウス、ムービングハウスっていうんですか、ムービングハウス例えば2泊する場合は、1泊はムービングハウスに泊まると割引になりますよ。などのメニューもあればいいかなというふうに思うんですけども。いろいろ考えればもっといいアイデアが出てくるでしょうけども。例えばこないだ担当課の課長にも室長にも聞いたんですけども、ふるさと納税の返礼品にくろさき荘の宿泊、無料宿泊券とか割引宿泊をつけたらどうかというふうなことを聞いたのを、その方向で考えてるというふうに聞いてましたので、そういったふるさと納税の返戻品を品物じゃなくてそういったものに変えていくこともひとつの連携であろうかなというふうに思います。どうしても今度は宿泊施設だけに偏ってしまうんで、そういった灯台とかキラウミに立ち寄るとか、そういったことも織り交ぜながらですね、宿泊すればどうしてもそういうところも見ると余裕もあるわけですよ。それも織り交ぜながらやっていけるような滞在型の観光を考えていっていいのではないかなというふうに思いますし、今のままではただ観光バスが確かにきますけど、ただ通り過ぎるだけで、青の国からいくらかは消費はするんでしょうけども、なかなかこの普代村にお金が落ちる体制が作れない。ただ通り過ぎていくような観光がちょっと長年続いているような感じがするんですよ。例えば、三浴道でも三鉄でも通ってれば、前提案したように、灯台のモニュメントがどっか、この庁舎の屋上じゃなくても、どっか目立つところに建ってればくろさきの恋する灯台をアピールすることもできますし、そういったこのつながり、あとはキラウミですね、キラウミ今、何ですか、売店みたいなのがありま</p>
--	--------------------	--

すけども。ちょこちょこ聞く話によると、あまり自分は通らないので分からないんですけども、ほとんどやってないというふうなことも聞きます。あれがどういうふうにご利用になってるのか、今ですね、現在。そういったところもちょっと見直しがされていかなければならないのかなと。ましてやコンテナハウスができてたりすれば、そういった施設がますます重要になってくるわけですので、つながりをつけていくためには。そういった部分も総合的に考えて何とかそこらへんをつなげていっていただきたいなあと。定住型観光ということに対して、村長の考え方まあ今聞いて、前向きにやっていくと聞いたわけなんですけども、もう少し具体的に1つひとつの施設に対してですね、バリアフリーもそうですよね。バリアフリーは今のままではもう、障害者の方は来れる場所ではないわけですよ。三鉄から降りれない、車で来る方は別にしても。そういったことも含めてどうか、前にも言ったかもしれませんが、バリアフリーのあそこの三鉄を降りる場合、施設を整えるというのはまずかなりの投資が必要だと思うんですよ。それを人力でやってはどうかと。腕力に自信のある4人くらいのが体のいい人がそこに行って降ろしてあげるとか、そういった方向があってもまた珍しくていいんじゃないかなというふうにも思うんですけども。そういったつながりのある細かい取り組みっていうのをいかに具体的にしていけばいいかというところなんですけども、そういったことに対して、もうひとつ具体的じゃなくてもいいんで、何とかどういうふう考えているのか、お伺いできれば。

議長  
榎屋村長

榎屋村長。

お答えをさせていただきます。質問のあれからちょっと外れるかもしれませんが、思ってることを話させていただきますけれども。まず、くろさき荘との連携の部分のお話ございました。ご案内のように、議員さん方からも出席をいただいて灯台の物語化、あるいはあそこの40度公園のいろんな施設のこと、それから、これからジオパークのジオサイトの1つに堀内の宮沢賢治の碑と同じものが、同じものというか同じ趣旨のものがくろさき展望台のところに建っておりまして、これもジオサイトに位置づけをしてもらったというふうなことになっておりまして、そういったものをくろさき荘で何とか連携活用してというふうなことで、私から担当のところにげきを飛ばしたのは、そういう取り組みをしているんだから、そこでイベントとかやって金を落とす仕組みをしてつなげると、金を落とさせる。それによってみんなが興味を持って取り組むからというふうなことで一時は稼げる格好といったようなお話もしたように、そういったことの取り組みを強くしなければというふうなことでげきを飛ばしましたけれども、やっぱりこれは議員さんもお話のように、やっぱりプロジェクト化が進まなければ、職員だけでもダメだし、それから職員だけでもそちこちやってはダメだし、それから民間の方も入ってやらなければならないといったようなことを思わされております。今現在人員の関係もあって、そういうこ

ともできておらないんですけども、そういった取り組みをさっきせっかくのお話のある部分も参考にしながら取り組んでいかなければなあといったような思いであります。あと、ふるさと納税の商品化、そのとおりでございます。よくあの、5割の実入りだというふうに言われますけども、私は村にとっての実入りは8割と。3割プラス5割、仕入れの分とそして仕入れは村内で調達するわけですから。3割プラス入る5割で8割が実入りだというふうなことで考えて取り組んでいかなければということでもありますけども、いずれ、いろんなメニューを観光分野からも提供することで、そしてその部分も活用して、いろんな老朽化施設とか、いろんなことも整えていって、通常サービスを出さない中でそっちの部分が先々への取り組みもしていくことが必要でないかなあといったようなことで思っているところでございます。あと、いろんな取り組み、議員さんお話のように、ユニークなものまでいろいろ駅のことで助言いただきましたけども、そういったことがやっぱりプロジェクト化というかいろんな方々が入った中で相談をすることで、取り組んでいければなあというふうに考えております。

(中上議員…「キラウミの売店は…」)

キラウミの関係については、できればもっと稼働率を上げることへの取り組みを促していきたいなあというふうに思っておりました。今、きっと北三陸の道の駅、久慈のそっちの部分の海産物を最も多く入れてるというか、うちからはそこしかないですので、その方で堀内の方と、一緒に取り組んでいるというふうなことで、大変忙しいとは思いますが。何とか工夫をしてそして、うちの方の施設も稼働率を高めていただくように、もろもろの課題等もそのほかにもありますけども、そこらをクリアして取り組んでいければなあというふうに思っておりました。

5番中上議員。

ありがとうございます。あそこらへんが人がキラウミが人がうろうろしてくるように、年間通じてある程度はですね。なってくれば売店の方もいやでもやりたくなるんだらうなとは思いますが、やはりそうやってこないことには一体的な観光っていうのはできないのかなというふうに思います。今後、いろいろ資金面的な分もクリアしなければならない部分は多いかと思うんですね。コンテナハウスに限って言えば、災害時の利用といことも考えられるので、設置場所にもよりますけれども。そういったことにも対応できる、いろんな形でできるっていうこともある程度考えの中に入れて上で、進めていっていただければなあというふうに思いますので。何とか是非ともそういったプロジェクトをですね立ち上げた形で、多分この観光は2年、3年でうんぬんというわけにはいかないと思うんですね。やっぱり先任にずっとそこにとどまるような方もいなければ、なかなかみんな中途半端に終わってしまうというような形になりますんで、何とか体系的に進めれるような組織を作って、強力に進めていっていただきたいということを期待して、質問を終わります。

議長  
中上議員

	<p>議長</p> <p>中上議員</p>	<p>5 番中上一登議員の、次の質問を許します。</p> <p>5 番中上一登議員。</p> <p>2 つ目の質問をさせていただきます。簡易水道事業について、村長にお伺いいたします。</p> <p>村のホームページで5月12日に、「田野畑村及び普代村上下水道事業経営戦略策定業務に係る公募型プロポーザルの実施について」ということが載っております。地方公営企業法に照らした新たな経営戦略の策定というように聞いております。令和3年度の普代村簡易水道事業経営戦略において、令和6年度から地方公営企業法適用となり、企業法適用様式となるよう「投資・財政計画」を組み替えて収支バランスを確認することが計画されております。全国の自治体で水道老朽化が言われ始めてから久しく経ちます。水道管破裂による道路の陥没事故も起きております。老朽化が原因で発生する水漏れや断水は、日常生活に大きく影響を及ぼします。さらに、老朽化した水道管の維持・更新には莫大なコストがかかり、地方自治体単独では難しく、政府のインフラ投資なくしては不可能ではないでしょうか。このような背景もあり、国土交通省も水道事業における広域化の推進を進めているところです。</p> <p>経営戦略策定の主な目的は「財政マネジメントの向上」というところに比重があるのではないのでしょうか。費用と収入のバランスを整え、健全な財政運営を行うということのようです。将来的には老朽化した水道施設を整備しなければ、サービスは維持できません。しかし、費用と収入のバランスということになれば、これまでもほぼ、一般会計からの繰入れなしではバランスは取れていません。無理にバランスを取ろうとすれば、当然料金に反映されるということになります。</p> <p>普代村の水道管はどこがどれくらい経っているのかというデータが残っていないというように聞いております。老朽化はあっても、老朽化による入れ替えではなく、耐震化による入れ替えということですが、まだ12.5%程度しか入れ替えが進んでいない状況であるようです。</p> <p>そこで水道事業について以下の3点をお伺いいたします。</p> <p>1 つ目に、公募の背景は何か。また、現在村には専門技術者が不在のようだが緊急時の対応はどうか。今後の人員体制の見込みはどうかお伺いします。</p> <p>2 つ目に、管路入替の進捗が進まない理由は何か。今のペースでいつ完了するのかをお伺いいたします。</p> <p>最後に、これまで基本料金は村の努力もあり、27年間で300円足らずしか上がっておりません。戦略策定後の水道料金への影響は今後、どのような方向にいくと予想しているのかをお伺いいたします。以上です。</p>
	<p>議長</p> <p>榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。</p> <p>中上議員の、2点目の質問にお答えをいたします。</p> <p>まずその1点目の公募の背景、技術者不足による緊急時の対応、今後の</p>

人員体制の見込みについてでございます。経営戦略の策定は、令和7年度中の策定公表が義務付けられておりまして、その策定について作業を現在進めているというところでございます。議員お話の経営戦略策定には今後発生する施設の更新費用、人口減少による水道料金の使用料の減少など制度を高めた中での収支バランスの検討していくこととなります。令和元年度から始まった、新岩手水道ビジョン、県の計画でございますけれども、これにおいては計画策定時に水道の広域連携等による、経費の節減等を検討しなさいということでしたが、本村においては地理的な問題等により、施設そのものの連携は難しいとの判断となっております。そういった中で、施設の老朽化、人口減少、技術者の不足あるいは同様の課題それらと、給水人口の規模も同じような隣村の田野畑村、野田村の3村で課題解決に向けた検討会を行って立ち上げてこの検討を進めている中で、事務事業の連携をすることでの経費削減を図ろうというふうなことで、現在田野畑村さんとの公募型プロポーザルにより、合同発注といったようなことも行っているところでございます。

次に、緊急時の対応でございますが、これまで職員に専門の技術者はいない状況ではありましたが、村水道指定店と連携し、緊急時の対応は何とかしてきておるところでございます。今後においても、当面は同様の対応をせざるを得ない中でのその確保等に努めてまいりたいというふうに思っております。

2点目の、管路更新が進まない理由と、いつ完了するのかということについてでございますが、老朽管の更新は、高度成長期に整備したものが一斉に更新時期を迎えて、その対策は全国的な課題というふうなことになっておりますこと、議員お話のとおりでございます。本村においても例外ではなく、その対応に苦勞しているところでございます。現在は、石綿管からの耐震管への切り替えを進めておりまして、令和5年度までに白井地区のほとんどを切り替えました。本年度からは茂市地区において道路改良と併せて、その更新を行うべく委託調査を、今年度の予算で実施予定というふうにしております。すべてが完了するのはいつごろかということですが、このすべての管の更新ということになりますと、議員お話のように、費用のこと等難しい課題でございますので、いつということの明言はできないわけですが、いずれにせよ、財政負担の軽減も図りつつ、出来るだけ早く必要な耐震化工事も進めながら、老朽化の更新につなげていくというふうな考えでおります。

3点目のご質問、経営戦略策定後の水道料金の影響についてでございますが、公営企業である以上、理想としては、料金収入ですべてをまかなうこととなるわけですが、本村のような給水人口の少ない企業では利用者の大幅な負担増が必要ということになってまいります。すべての負担は困難というふうなことに考えます。一方で、老朽化してる施設の更新等も行っていかなければならないといったようなことでございまして、

	<p>議 長 中上議員</p> <p>議 長 大村建設 水産課長</p> <p>議 長 中上議員</p> <p>議 長 大村建設 水産課長</p> <p>議 長 中上議員</p>	<p>その財源の確保もまた大きな課題ということでございます。いずれ、今後 も国庫補助事業などの積極的な活用や、これまでのように一般会計からの 補助を入れさせていただきながら、村民の皆さまからの適正な負担につい てもお願いをするよう議会さんとも相談をし、水道料金の見直しの検討も 含めた経営戦略の策定を進めていければなあというふうなことで考えてお りますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。</p> <p>5 番中上議員。</p> <p>ありがとうございます。ややまあどうしてもこれは料金収入をあてにし なければならない方向に行くんだなあというのは大体は分かりましたけど も。この件については、今また後でお聞きするとして、初歩的な質問なん ですけども、今度ホームページに載っていたと、書きました。で、この村 のホームページに5月11日公募になってるわけですけども、この公募とい うのは、田野畑村と共同で事務事業をやるための公募ということですが も、あの状態が公募の状態なのか、何か業者間に何か送ってやって公募し ていただけませんかというような形でやってるのかですね、あれは普代の 場合のホームページは、ただ単に村民にそういう状況をお知らせするた めに載せているのか、そこらへんのちょっと目的が、公募と言っても業者さ んが見なければ、見た業者さんしか応募しないわけですよ。そこらへん の仕組みがちょっと分からなかったなあというのが1点。それもちょうと 仕組みを教えていただければと思います。まず、それ1点お聞きします。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>共同のプロポーザルの公募につきましては、業者向けという形でホーム ページに本村の分も載せて、田野畑村さんでも公募を載せてということで、 双方で話し合いをして載せたものでございます。ですので、あくまでも村 民向けではなく、ホームページを見て、業者さん向けにホームページ掲載 したものでございまして、そこを見た業者さんの方から公募に対して手を 上げてくるという中身のものでございます。</p> <p>5 番中上議員。</p> <p>そうすると、もう見た業者さんでないと応募しないという形になるわけ ですよ。それでいいのかなっていう。ちょっと、じゃもっと詳しく。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>すみません説明不足でございました。もちろんホームページも掲載して おりますし、本村に指名願い等出している業者さんの方にも案内というか そういったのは出しておりました。かつ広く広める意味でホームページの 方にも載せておるものでございます。</p> <p>中上議員。</p> <p>すみません。初歩的な質問をいたしまして。それなんとなく理解はでき ました。ただ、ホームページに載せてると、村民の方も見るわけで、あれ を見れば、「あ、いよいよ水道事業はもう村だけではできなくて、田野畑村 と合併してやる方向に行くのかな」というふうな理解を、最初はですよ、</p>
--	---	--

	<p>議 長 大村建設 水産課長</p> <p>議 長 中上議員</p> <p>議 長 桎屋村長</p>	<p>見てそんなふうな理解をしてしまったので。多分村民の方も見た方は、「ああ、水道は厳しいんだなあ」というふうな見方をしたのかなというふうに思ってます。この中身を、プロポーザルなんたらかんたらを内容を見れば、普代村分が1,200、1,300万の費用がかかると。この策定にあたって。すごい金額ですがこれは年間の収入、水道料金の約4分の1くらいを占めますけども、これはこんなにお金をかけなければならないのか。普代村でなくて、田野畑村と合わせて4千何百万の金額で出てましたけども。これで策定をするというのはすごい金額だなというふうにびっくりするんですけども。その金額を、管路の入れ替えにやってたほうがまだ早いような気がするんですけども。その経費っていうのはもうどうしても出さざるを得ないのか伺います。</p> <p>大村建設水産課長。 今回このプロポーザルで委託をかけるわけですが、仮にこれをしなかった場合、策定しなかった場合、国の方からペナルティとして今後補助等起債等受けられなくなると。あとは、交付税、歳入についてもカットされるというのがペナルティとしてきますので、いずれにしろ7年度中にこれを策定しなければ、それ以降の大きなペナルティで、財政がもっと厳しくなってくるということがございますので、委託による成果品の策定は必要と考えております。</p> <p>5番中上議員。 わかりました。まあこれは策定せざるを得ないので、しょうがないですけども、将来的なこの財源っていいですか、これ管路も入れ替えるとお金がかかるし、策定でもお金がかかる。まあこれ多分この5年後もまた策定しなきゃならない。と、またこれも同じようにお金がかかるという、金がかかる話ばかりなんですけれども。やはりこれ、本来インフラっていうのはやっぱり国が面倒見てもらわなければ困るなあというふうに思うんですけども。先ほども担当課長が言ったように、普代村は地域的に水道の広域化は難しいと。設備の広域化は難しいというのは聞いておりましたけども、それはそれでしょうがないとしても、この同じような市町村、田野畑村もそうでしょうし、今近隣市町村そういうところが結構多いかと思うんですけど、広域化できないのが。それ、そういった話が首長間では多分共有されてる話だと思うんですけども、そういったインフラ整備に関するちょっと国の面倒を見てもらえるようなその要請っていうのは、首長の町村会かなんかあるかも、そういう立場で要請はしてないのかどうかですね、お聞きします。</p> <p>桎屋村長。 お答えをさせていただきますが、まず、町村会の中にも当然その簡水持つてる町村たくさんありますので、そういった中での要望を上げておりますし。あと、県内にも簡易水道、水道の関係の簡易水道部会といったようなこともありまして、水道の簡易水道部会のその中で、それが全国組織に</p>
--	--	--

令和6年度 普代村一般 会計予算繰 越明許費繰 越計算書に ついて		<p>つながってそして全国大会でいろんな検討等も進めた中で、各県の当然、今建設庁になりますけども、そっちの方にも、あと国会議員さん方にもそれぞれ出向いて要望等続けておるというふうなことでございます。なかなか総務省の方、金を出して起債等の対応にする方の部分はその公営企業に対しては、なかなか厳しさを増しているというのが現状です。大変あの現在も苦慮しております。したがってその、うちであれば簡水、簡易水道のようなことを、下水でもやっているわけですけども。予算が上がってきたときには、「なんでおら方は1つの施設なのにやらないばなんないんだ」と、下水の場合。そしてそれも「ほかと同じレベルでやらないばなんないんだ」というふうなことで文句的なことも言いましたけども。結局、総務省等の考えは、そういったことをしなければ、今後の経営が難しくなったりするといたようなことで、先へのお手伝いはしませんよといったようなことを言われる中で、進めざるを得ないといったように進めておりますけども。いずれ今後も、そういったその規模の関係とか、数の関係そして市町村の財政事情の関係等も踏まえたいろんな取り組みをしたり、支援をしていただくようお願いは引き続きさせていただきたいというふうに思っております。</p>
	議 長 中上議員	<p>5番中上議員。 よくわかりましたけれども。この小さい普代村にとってはこのインフラ等も何とか国の方から予算をつけてもらわなければ、なかなか厳しい状況になるかと。今この物価高も続いておりますし、こういった水道料金等もこの先上がるのではないかというような不安要素は、出来れば消していきたい。まあ大丈夫、一般会計から繰り入れて村民には負担をかけませんよ、というようなメッセージも流していただければ、なおさらいいんですけども。とにかく水道がなくなれば、緊急時とはとにかく困ると。そういったこともできるような体制とか、料金抑制、そういったことを村民に不安のないように公表しながら、是非、早く管を入れ替えて、万全を期していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。以上で質問を終わらせていただきます。</p>
	議 長	<p>以上で、5番中上一登議員の一般質問を終わります。 以上で、一般質問を終わります。 日程第6報告第1号「令和6年度普代村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」を、議題といたします。</p>
	高井総務 課長	<p>当局の説明を求めます。 高井総務課長。 それでは、報告第1号「令和6年度普代村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」。 (以下、高井総務課長説明、記載省略) 説明が終わりました。 ご質問はございますか。</p>

	<p>大上浩史議員</p> <p>議長 大村建設水産課長</p> <p>議長 大上浩史議員</p> <p>議長 大村建設水産課長</p> <p>議長 大上智議員</p>	<p>3番大上浩史議員。</p> <p>3番大上でございます。1ページの真ん中へんの強い水産業づくり交付金というのがあるわけですが、私の勉強不足でこの繰越分の国庫支出金が970万あるわけですが、この内容について再度ご説明願いたいと思います。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>強い水産業づくり交付金の内容でございますが、これは新魚市場で使う資機材を漁協さんが購入するものでございます。予定としては、選別台とフロアスケールを予定しておりましたが、フロアスケールについては、納入の方が終わっておりますけれども、選別台の方が10月頃までに納品にかかるということで、繰り越しをしているものでございます。</p> <p>3番大上議員。</p> <p>そうすればこれが非常に、国庫の関係の内容で、何もそれについてどうのこうの文句を言うわけでないが、ただ、冠がどうも実態と合わないんでないかな。私が思うには強い水産業づくりということばかり見ると、何か養殖とかなんとか、漁師さんが生産する分についての交付金という感じを持ったもんだから、今質問しているわけですが。どうもこれと、国の制度だからそういうことでの市場の関係のがこれは国庫の分だというふうに解釈すればいいわけですか。ただ、考えてみるにこの再度言うけれども、強い水産業づくりということからいって、ちょっとニュアンスが全然違うんじゃないかなあとと思いますが、再度そういう意味で担当者の考え方についてお伺いします。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>強い水産業づくり交付金、名前と実態が違うんじゃないかというご質問かと思いますが、どうしても国の交付金事業ということでこういった名前の交付金事業を活用していますので、どうしてもこの強い水産業づくり交付金という事業名となっているものでございます。確かに実態としては、資機材の購入というものではございますが、この新しい魚市場を作って水産業の方を発展させるということで、強い水産業づくり交付金というものを活用しているもので、どうしてもそういった事業名となるものでございます。</p> <p>(「はい、わかりました」と、大上浩史議員)</p> <p>そのほか、ございませんか。</p> <p>8番大上議員。</p> <p>繰越明許費の繰越計算書の中で、6款3項の漁村地域活性化事業の街路灯9万6,800円とか、あと8款の2項の羅賀地区の村営住宅街路灯の5万5,055円とか、あとは8款の2項の上区定住促進住宅の街路灯の4万5,980円が6年度に支出になってるわけですが、これの支出内容をお伺いしたいと思います。それから、6款の3項の修繕料150万の内容はどういうふうな内容なのか。それから、8款の2項の村道支障木伐採1,000万円、これ12月の補正で1,000万つけたわけですが、支出の方が0と。そ</p>
--	--	---

休 憩 再 開	議 長	の時の理由というか、それが冬季の雪というか、そういうふうに、
	大 上 智 議 員	すみません、質問の際に、今どこ、繰越明許の・・・。 款と項のこれを見て、明細書。これのとこのあれを指摘してるんですけども。担当分かるかな。差額。これ見てもらえば。趣旨が違う。どんな趣旨だっけ。それについてなんで繰越の内容っていうか。
	議 長	すみません。暫時休憩といたします。 (15:01)
	議 長	休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (15:02)
	大 上 智 議 員	途中だったけども、6 款 3 項の中の修繕費 150 万円のこの内容。150 万ってあるよね。いいかな。それから 8 款 2 項の村道支障木の伐採の関係が 12 月の補正で 1,000 万円付いたよね。それが支出が 0 で、繰り越しがそのまま 1,000 万円だった。それが、理由自体が冬道の木の邪魔なのを切る名目だったんだと思うけども、それがこれを見れば支出が 0 だと。これは全然手を付けなかったのかなあとこののを。それで丸々 1,000 万円繰越になったのか。それからあと、村道沢山線の道路改良工事の中での 4,253 万円とか、同じく河川費の中の上の沢護岸整備工事の 3,406 万円、これの繰り越した内容。それを聞きたいんだけども。大丈夫かな。
議 長	大村建設水産課長。	
大 村 建 設 水 産 課 長	いくつかご質問ございましたが、まず活性化事業 88 万 4 千円に対しまして、差額があるわけでございますが、これは金額 88 万の予算に対しまして実際必要な繰越額が確定して 78 万 7,200 円を繰り越すというものでございますので、支出が伴ったものではございません。予算上は 88 万 4 千円取っておりましたが、実際係るのが 78 万 7,200 円ということ、その分をかかる分だけ繰り越したというものでございます。次に、農林水産業費の修繕料 150 万円の中身でございますが、これはネダリ浜の休憩所の柵が壊れておりまして、管理する方も利用する方も転落する可能性があるということで、それを直す目的のもので、すでに現場の方は完了して今検査の手続きをしている途中でございます。次に、支障木の伐採につきましてでございますが、補正予算で計上させていただきました。その後、伐採の路線の洗い出し等行って、地権者の洗い出しも行いまして、今現在進めているところでございまして、村有地の分については順次伐採しておりましたが、私有地分についてまだ伐採が進んでおりませんでしたので、全額残っているところでございます。また、その間にも東北電力さんで電力の方で伐採させてほしいという協議もございましたので、その箇所わけの作業にも時間を要しまして全額繰り越しているものでございます。次のページの 8 款のですね、4,253 万円とか、3,406 万円繰り越している内容でございますけれども、これは沢山線につきましては、工事契約はしておりますけれども、工法が冬季間はできない工法ということで、どうしても冬季はいったん中断して、春先から開始するというので、道路改良の分を繰り越したものでございます。上の沢につきましては、前払い分は支出しておりましたが、完成払い分はまだ完了しておりませんでしたので、その	

	<p>議 長 大 上 智 議 員</p> <p>議 長 大 村 建 設 水 産 課 長</p> <p>議 長 大 上 智 議 員</p> <p>議 長 大 村 建 設 水 産 課 長</p>	<p>残り残額が繰り越しとなっております。</p> <p>8 番大上議員。 そうすれば、この支障木の関係ですけども、これはもう 1 社が請け負って る感じですか。</p> <p>大村建設水産課長。 この 1,000 万につきましてはまだどこも契約はしておりません。これ から見積もりを徴取して、その路線ごとに割り振って伐採していつもら うという内容になります。</p> <p>8 番大上議員。 繰り越しだから、答えられないかもしれないけども、現在はこれは進行中 ということですか。それだけ聞いて終わります。</p> <p>大村建設水産課長。 ちょっと個人名は言われないんですけども、地権者何人かから了解をい ただいて、これから見積もりを取って、伐採の準備を進めるという形で今 進んでるというところでございます。</p> <p>(「はい、終わります」と、大上智議員)</p>
<p>職員の勤務 時間、休日及 び休暇に関 する条例の 一部を改正 する条例に ついて</p>	<p>議 長</p> <p>高 井 総 務 課 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、以上で報告を終わります。</p> <p>日程第 7 議案第 6 号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一 部を改正する条例について」を、議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>高井総務課長。 それでは、ただ今上程されました議案第 6 号について、ご説明いたしま す。</p> <p>(以下、高井総務課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 6 号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正 する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございません か。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
<p>職員の育児 休業等に関 する条例の</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第 8 議案第 7 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例について」を、議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p>

<p>一部を改正する条例について</p>	<p>高井総務課長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>大上浩史議員</p> <p>議長</p> <p>大上浩史議員</p> <p>議長</p>	<p>高井総務課長。  それでは、ただ今上程されました議案第7号について、ご説明いたします。</p> <p>(以下、高井総務課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。  これより、質疑を許します。  (なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。  直ちに採決を行います。お諮りいたします。  議案第7号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。  (異議なし)</p> <p>議長 議長  ご異議なしと認めます。  よって、本案は、原案のとおり可決されました。  (「議長」と、大上浩史議員)</p> <p>議長 議長  はい。</p> <p>大上浩史議員 議長  8号以下、何号まで一括上程したらいかがですか。</p> <p>議長 議長  議案第11号までやって、休憩としたいのですが。間に合いませんか。  一括上程したらいかがですか。</p> <p>議長 議長  従がありますが、それで。</p> <p>議長 議長  もしトイレに行きたい人があれば、とりあえずはよろしいかと思っておりますので、よろしく願います。  このまままいりますので、よろしく願います。</p>
<p>普代村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について</p>	<p>松葉住民福祉課長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>中上議員</p>	<p>日程第9議案第8号「普代村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。  松葉住民福祉課長。  それでは、ただ今上程されました議案第8号につきまして、その内容をご説明いたします。  (以下、松葉住民福祉課長説明、記載省略)</p> <p>議長 議長  提案理由の説明が終わりました。  これより質疑を許します。  (なし)</p> <p>議長 議長  なければ質疑を・・・</p> <p>中上議員  5番中上議員。  5番中上です。  この改正後の条例の中に、障がい者、ひらがなの「がい」となってます。そして等級の方では、漢字の障害等級が1級って、これは何か、ひらがなと漢字の意味が、使い分けがあるのか。それともう1つ、重度心身障がい</p>

	<p>議長 松葉住民 福祉課長</p>	<p>者1級というのはすごく重いような気がするんですけど、なぜ今まで該当しなかったのか。その理由をお願いします。以上。</p> <p>松葉住民福祉課長。 障がい者のところの「がい」がひらがなまたは漢字というご質問でございました。それぞれ法の、それこそ重度心身障がい者の条例だとか、法の方での決められてるものであったりとか、というものでそのまま使ってる部分もございます。そして、この「がい」につきましてはちょっと実際普通のウ冠の「害」のほかにもまた違う表現の仕方もありまして。ちょっとその使い分けというのまではちょっと申し訳ありません、全部までは承知しておりませんでした。それと、もう1つ、なぜ今までということでございますが、これまで精神関係の方の方につきましては、障害基礎年金の1級を受けている方につきましては今までもやっていたわけですが、年金を受給されていない方が今まで対象となっていなかったものでございます。それをすべての1級の方は対象としますという追加のものとなっております。</p>
	<p>議長 金子議員</p>	<p>そのほか、ございませんか。 1番金子議員。 同僚議員の関連の質問なんですけど、この当該障がい者の保健福祉手帳に記載されている1級というようなことでありますが、障害程度はどれくらいの障害程度が1級と認められているのか。それとその村において1級というような障害の方が人数はどれくらいおられるのかなど、わかたらお聞かせいただきたいと思います。</p>
	<p>議長 松葉住民 福祉課長</p>	<p>松葉住民福祉課長。 精神障害者1級の手帳のどの程度かということでございますが、精神障害の医師の診断書等によつての認定を受けての1級の取得となっておりますが、例えば外出などにおいては常に付き添いが必要な状態。また、食事などの適切な食事ができない状態の方、あと発言などについても適切な発言ができないような方。今のようできない、出来ないが主な方で、逆に2級の方になると、発言などはできないことがあるというような表現になっていたり、通院などでは、習慣的な外出だけは可能みたいな書き方で区分けとなっております。もう1点の精神障害者1級の所持者ということでございますが、全体では18名いらっしゃいます。18名いらっしゃいまして、先ほどお話しさせていただきました、障害基礎年金1級を受けて、もう認定となっている方が15名、そして新規今年度対象になるであろうという方が今申請してる方がいるんですけど、その方が1名、そのほかの2名なんですけども、こちらは生保のため、医療費助成の対象外となる方が2名いらっしゃいます。</p>
	<p>議長</p>	<p>(「はい、終わります」と、金子議員) そのほか、ございませんか。 (なし)</p>

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	議長	なければ質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第8号「普代村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
	議長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 日程第10議案第9号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 松葉住民福祉課長。
	松葉住民福祉課長	それでは、ただ今上程されました議案第9号につきまして、その内容をご説明いたします。 (以下、松葉住民福祉課長説明、記載省略)
	議長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 8番大上議員。
	大上智議員	8番大上です。議案9号と次の10号も結局同じ質問するんですけども。簡単に言えばどういうふうな条例の改正っていうか、説明願えますか。なんか、書いてあるのはそうだと思うけども、なかなか我々にはどこがどう変わったのかわからないので、簡単をお願いします。
	議長 松葉住民福祉課長	松葉住民福祉課長。 9号の中でうたっております、特定地域型保育事業の中身が、第10号の家庭的保育事業等の整備、家庭的保育事業等になってございます。その前段の部分で9号の方で運営に関することを9号で定めております。10号の方について今度9号で言うております特定地域型保育事業イコール10号の家庭的保育事業になるんですけども。10号の方では今度は設備と運営についてのことをうたっております。今回の改正の方で一番大きいところにつきましては、認定こども園、保育園、幼稚園。そういったところとの10号の方との連携のことを9号ではうたっております。10号の方でうたっておるのが、0歳から2歳までのお子さんの保育のことをうたって、運営等についての設備等定めてるものとなっております、これが小規模な保育のところ、ベビーシッターだとか、事業所内の保育園だとか、あとは小規模な保育、あと家庭的保育事業というので、保育する方が自分の家で4人5人をみるだとか、そういったものは家庭的保育事業等というものとなっております、そういったところは認定こども園、保育園等と連携をしてくださいよということになっております。それぞれが、10号の方に行けばまた出てくるんですけども、栄養士が必要ですよだとか、そういった

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		ものを緩和して連携施設の認定こども園などからの給食の計画だとかを提供、指導して、提供いただくだとか。そういった連携が必要ですというのが前段にありまして、それが緩和されるものを条件、それぞれにうたっているという。ちょっと2つのところが混ざったような議案となっております。
	議長 大上智議員	8番大上議員。 わかんないながらもなんとなく。結局そういうことかと言えば。ある程度内容的に連携というか、そのへんを緩和するように改正したっていうふうに理解すればよろしいんですね。
	議長 松葉住民福祉課長	松葉住民福祉課長。 そうですね。0歳から2歳までの保育ですので、そのあと3歳以降はどうしても認定こども園だとか保育園に行くっていうこともありますので、そこをつなげていくための部分でも連携をなさいよという定めがあるんですけども、これがなかなか都会の大きいところだと、その保育が数多くてなかなか認定こども園等との連携をうまくさせてもらえないっていう場合もあるので、それをちょっと条件を緩和します、また経過措置として10年を15年まで伸ばしますよというものを、そうですね9号で載せておりますし、10号の方にも載せておるものでございます。
	議長	(「終わります」と、大上智議員)
	議長	ほかに、ございませんか。 (なし)
	議長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第9号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
	議長	(異議なし) ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。
	議長	日程第11議案第10号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 松葉住民福祉課長。
	議長	それでは、ただ今上程されました議案第10号につきまして、その内容をご説明いたします。 (以下、松葉住民福祉課長説明、記載省略)
	議長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 (なし)
議長	なければ、質疑を終結いたします。	

<p>普代地区農地開発事業分担金徴収条例を廃止する条例の制定について</p>	<p>議長</p> <p>上戸鎖農林商工課</p> <p>議長</p> <p>大上浩史議員</p> <p>議長 上戸鎖農林商工課長</p> <p>議長 大上浩史議員</p>	<p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 10 号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 12 議案第 11 号「普代地区農地開発事業分担金徴収条例を廃止する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>上戸鎖農林商工課長。</p> <p>それでは、ただ今上程されました議案第 11 号につきまして、その内容をご説明申し上げます。</p> <p>(以下、上戸鎖農林商工課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑を許します。</p> <p>3 番大上議員。</p> <p>3 番大上です。この農地開発のは簡単に言えば借金がなくなるということであって廃止するということだと思いますが、何年に始まって、何年で終わって、総金額が大体いくらくらだったのか。併せてお伺いしたいと思えますし、これによって農地が今まで何か制約があったと思うんですが、もうその制約が無くて、今後どういうふうに制約がないもんだから、使ってもいいものかどうか。そこら、もし何かあったらそこらの内容についても教えてもらいたいと思えます。</p> <p>上戸鎖農林商工課長。</p> <p>まず償還期間でございますが、昭和 60 年から令和 6 年度までの 41 年間の償還期間でございました。総事業費約 99 億円ということで、本村の負担は 15.7%ということで、その負担をしてまいりました。そして、その後の、償還が終了して、何か農地の制約が出てくるのかという件につきましては、一応制約等はなくなるわけではございますが、せつかく国、県の補助金、助成をいただいて実施してきた事業でございますので、何とか継続して農地として活用いただければいいのかなとは思ってございますが、あとは所有者さんからの相談等受けながら対応してまいりたいと思っております。</p> <p>3 番大上議員。</p> <p>そうすれば、99 億の中に、たまたま大沢ダムとかということがあると思うんですが、そこらへの維持管理というか、そういう制約等はこういうふうになっているのか。それからなおかつ先ほど質問したその制約事項の中に、もう今言うように、確かに今課長が言うように、引き続き継続していきたい。これはまあ当然そのとおりなわけですが。だがしかし、事情に</p>
--	--	--

	<p>議長 上戸鎖農 林商工課 長</p> <p>議長 大村建設 水産課長</p> <p>議長 大上浩史 議員</p> <p>議長 柎屋村長</p> <p>議長 金子議員</p>	<p>よって個人の名義の分だと思んですが、そこらへんを売買も可能なのか、今までもそれは可能だったのか、そこらへんがよく私わかんないから質問してるわけですが、そういう意味で、売買可能とかそういった制約も解除になると。前から、前々からあったんだとそれは。というような意味での説明を再度お願いします。</p> <p>上戸鎖農林商工課長。 今2点だったと思んですが、2点目の方からまず回答させていただきますが、農地の制約につきましては、これまでも売買の方は可能でございました。はい。そしてまあ、すでに名義等も変わって、別の方が所有になっていると。事業計画当時から変更になっている農地もございます。そうなれば、当然今後につきましても、そういう部分は出てくるのかなあと思っております。あと、1点目大変申し訳ございませんが、いいですか。</p> <p>大村建設水産課長。 ダム管理の方は、建設水産課の所管しておりましたので、そちらを私の方から答弁させていただきます。ダムの管理につきましては、あくまでも所有者は岩手県のままでございますので、岩手県から普代村が管理委託を受けているという状況は変わりませんので、これまでどおりの管理体制で継続していくという形になります。なお、水面等の利用等については、今現在でも、目的外利用というのを県に申請すれば可能でございますので、今後もそういった形での管理になるものと思われま。</p> <p>3番大上議員。 今、担当者から売買可能であるということを知っているわけですが、であるならば、村として半分なり買うなり何かの売買を村が所有すると。そして何かをするとそういった意味ではまあ今いまはないのか、将来的には、そして村がそういう事業をやるというような考え方は、村長、そういう意味での考え方はいかがしたもんなんですか。</p> <p>柎屋村長。 お答えをさせていただきます。今現在はそういった考えは持っておりませんが、ダム開発とか、例えばよく言われる外人等の関係での取得によってうんぬんかんぬんとか、そのことによって漁業はどうなのかといったような特別の事情等が発生をして、議会さん村民等の要請があれば、考えざる、考えてもいかざるを得ないのかなあとというふうな思いしております。あくまでも、今現在はそういったことは考えておりません。</p> <p>そのほか、ございませんか。 1番金子議員。 1番金子でございますが、農地開発事業が終わるといようなことでございます。今まで、黒崎地区、太田名部地区、向野場と3つの実行組合があったわけですが、その中身の部分は全部村が対応してきたと。そして、各実行組合は形だけとはいえ、何十年もこの役員を決め、そして毎年総会もやってきたわけでございます。その事業が終わるといことで、各実行</p>
--	---	--

	<p>議長 上戸鎖農 林商工課 長</p>	<p>組合は本当に安心をしていると思います。ましてやその当事者のその村は本当に安堵しているだろうと思います。そういった中でこの担当課、あるいは村として、この終わったという一区切りの部分で何か考えてることがあればお聞かせをいただきたいなと思います。</p> <p>上戸鎖農林商工課長。</p> <p>担当課として何か今後考えているかというご質問になるかと思いますが、やっぱり今整備されました農地をどのように活用していくかというのがいちばんだと思ってございます。現在それぞれ農地の利用率等ございます。黒崎の方は70%程度、あと和野山が90%と。等々あるわけでございますが、何とか利用率を正直なところ、今の利用率を落とさないように、そして新たに入ってくる就農者も含めてですね、何とか今の利用率を落とさないような取り組みをしてみたいと思ってございます。</p> <p>ご存じのとおり、すでに他町村から農家が就農して入ってきてございますが、それにつきましても今後も引き続き一緒に取り組んでみたいと思ってございます。以上です。</p>
	<p>議長 金子議員</p>	<p>1番金子議員。</p> <p>ありがとうございます。その農地利用については当然先ほど村長さんも答弁をされたとおりでございますが、その各実行組合が、やっぱり形だけとはいえ今まで何十年もやってきたといったその部分で、やっぱり各3つの実行組合が「はい、これで終わりですよ」「はい、どうも」というようなことで終わるのか。あるいは、この3つ揃って何かその今までのこの実行組合の在り方等も話し合っただけで終わるのかといったような部分も併せてお聞かせをいただきたいなと思います。</p>
	<p>議長 上戸鎖農 林商工課 長</p>	<p>上戸鎖農林商工課長。</p> <p>実行組合の方、来月7月に毎年なるわけですが、通常総会でございます。その中で、今後の在り方、組合の解散も含めて今後の在り方について、皆さんと検討していかなければならないと思ってございます。そして、いちばんやっぱり心配なところがこれまで農地所有者と耕作者が別々だったわけですが、それをどのようにこれまでどおり問題なく結びつけていくかっていうのがいちばん難しいところかと思ってございますが、それについても、以前もお話したかと思いますが、農地中間管理事業という県の事業がございまして、そちらの事業についても総会の中等々で提案をさせていただき、やっぱり所有者も耕作者も不便のないように進めてみたいと思ってございますのでご協力をお願いいたします。以上です。</p>
	<p>議長 金子議員</p>	<p>1番金子議員。</p> <p>ありがとうございます。今までその地権者は農地開発、ああいう畑にしてしまっただけで、今その解散と言われても困惑をするといったような部分も多少なりともあると思うんです。そこらへんを、やっぱり今後のこれからの総会7月くらいですか、そこでやっぱり各実行組合の皆さんがどのような考えでいるのかといったような部分をしっかりと、やめるからこそしつか</p>

	<p>議 長        梶屋村長</p> <p>議 長        大上智議員</p> <p>議 長        上戸鎖農        林商工課        長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>りと受け止めなければならないと思うんです。そういった部分で、終わりの総会ですから、もしあれであれば、村長さんがもし出席ができるのであれば各地区にも行ってもらえれば、非常にいろいろ有り難いのではないかなあと思いますが、村長さんそこらへんは。</p> <p>梶屋村長。        答えをいたします。今後の農地利用と事業が終わってのそのとわの課長お話ししたとおりでございます。一応課長もお話ししましたが、7月ころまでに6年度分の総会は確かにやるわけですけども。その後どうしてもその組織を閉じるには解散の清算事務をやって、解散の清算の総会をやらなければならないというふうなことが予定をされると思います。それに向けて各農地実行組合さん等の要請要望等には真摯に答えていきたいなあというふうに思っておりました。</p> <p>(「ありがとうございます。終わります」と、金子議員)</p> <p>そのほか、        8番大上智議員。        今、お話を伺いましたけども、今借地権というか結局まあ岩泉の方とか、田野畑の方が実際にやってるわけですけども。こうなった場合は、今までのであくまで所有者とその借りてる方が個々の契約だったのか。それとも、役場である程度仲介というか中に入って相場を決めていたったものか。これが、こうなることによって、個々の契約になるものか。そのへんお願いします。</p> <p>上戸鎖農林商工課長。        これまでの貸借方法につきましては、各耕区に農地実行組合、今お話ししてましたが、実行組合ございます。そこと耕作者との契約となりまして、やってございます。その事務については村の方でこれまでやってきております。あと、今後組合がなくなったことによって問題が出てこないかということだと思いますが、それも県の事業で、県の岩手県農業公社というところが事務を引き継いでやっていただけますので、それを今後の総会で提案をさせていただくということになってございます。以上です。</p> <p>(「はい、終わります」と、大上智議員)</p> <p>そのほか、ございませんか。        (なし)</p> <p>なければ質疑を終結いたします。        直ちに採決を行います。お諮りいたします。        議案第11号「普代地区農地開発事業分担金徴収条例を廃止する条例の制定について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。        (異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。        よって、本案は、原案のとおり可決されました。        ここで、暫時休憩といたします。</p>
休 憩		(15:00)

<p>再 開</p> <p>令和7年度 普代村一般 会計補正予 算（第3号）</p>	<p>議 長</p>	<p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (15:20)</p> <p>日程の変更についてお諮りいたします。</p> <p>本日の日程が予定より早く終了いたしましたので、16日に会議予定の日程を本日に変更したいと思います。</p> <p>さらに、各常任委員会委員、議会運営委員会委員の任期が6月25日まででございますので、各委員の選任、また、委員長、副委員長の選任報告について日程に追加したいと思います。これに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、そのように変更することに決定いたします。</p> <p>ただ今、配布いたしました議事日程（第1-2号）により、進めてまいります。</p> <p>日程第13議案第1号「令和7年度普代村一般会計補正予算（第3号）」を、議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>高井総務課長。</p>
	<p>高井総務 課長</p>	<p>それでは、ただいま上程されました議案第1号についてご説明いたします。</p> <p>（以下、高井総務課長説明、記載省略）</p>
	<p>議 長</p>	<p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑を許します。</p> <p>8番大上智議員。</p>
	<p>大上智議 員</p>	<p>8番大上です。最初に、議案第1号の11ページ2款1項5目財産管理費の24節の積立金、過疎地域持続的発展特別事業基金積立金110万円とありますけども、これで積立金の総額はどの位になったのか伺います。</p> <p>それから、同じく11ページの概要の3ページ2款1項6目の企画費の中で、概要にある任用形態の変更による人件費の98万8千円増とは、この説明をお願いします。</p> <p>それから、12ページの概要の3ページにありますけども、2款1項12目まち・ひと・しごと創生費の中で、地域おこし協力隊受入事業の中の活動費の19万5千円と、地域活性化起業人受入事業の中の発案提案事業に100万円を予算化してますけども、これの活動費とか発案提案事業の内容説明をお願いします。それから併せて、この財源は後で全額国からの交付税措置されるものなのかそのへんを説明をお願いします。</p> <p>それから、14ページ概要の4ページですけども3款民生費1項1目社会福祉総務費の中の27節の繰出金、国保標準システム専用端末の導入で75万9千円予算化してますけど、予算ていうか上程してますけども、この今の時点で基幹経営システムと別稼働の必要が判明し、補正で専用の端末を導入せざるを得なくなったものか。そのへんを説明願いたいと思います。</p> <p>それから、14ページの概要の4ページですけども、3款の民生費1項2目高齢者福祉費の12節の委託料、この中で子ども子育て支援金制度体制整</p>

	<p>議 長 高井 総務 課長</p> <p>議 長 中村 政策 推進室長</p>	<p>備支援金事業委託料 220 万とありますけども、これは高齢者福祉の中で、子ども子育て支援とどういふうに、子どもと子育てのこの関係性っていえばあれですけど、そのへんの委託料の中身の説明をお願いしたいと思ひます。</p> <p>それから、17 ページの概要の 5 ページですけども、6 款 1 項 3 目の農業振興費の中の 10 節の需用費、これの中で落合産直施設の修繕費が 38 万 5 千円とありますけども、どの部分ていふか、どの個所の修繕なのかそのへんの説明をお願いしたいと思ひます。</p> <p>それから、最後に 19 ページから 20 ページ概要の 7 ページにありますけども、先ほど総務課長の方からも説明があつたんですけども、もう一度この住宅リフォーム 100 万円と、これエアコン設置費 55 万円の予算の積算基礎ていふか、もう一度この説明をお願いしたいと思ひます。以上です。</p> <p>高井総務課長。</p> <p>11 ページ 2 款 1 項 5 目財産管理費の過疎地域持続的発展特別事業基金積立金 110 万円。こちらが今基金がどれくらいあるかということで、予算ベースでの話になりますが、現在 2,530 万円ほどとなっております。</p> <p>中村政策推進室長。</p> <p>私の方は、2 款 1 項 6 目企画費の給与関係の部分でございますけども、まずこちらの人件費ですけども、6 年度末で地域おこし協力隊の任期満了した中野さんの人件費になりまして、4 月から正式に会計年度任用職員ということで、雇用させていただいております。その中で、当初予算の時期の時にはですね、2 号会計年度任用職員として、あ、1 号会計年度任用職員として、週 30 時間のパートさんということでの雇用を想定しておりましたけども、まずあの広報の業務とかですねそういった所管する業務もちよつと変更になつた関係から、今中野さんには広報の作成業務を行つていただいております、そういった中でフルの会計年度任用職員として雇用をするということで 1 号会計年度任用職員であれば、報酬として給与支給をするんですけども、フルの会計年度任用職員になつたことから、給与、それから職員手当等々その給与の予算替えをしたものでございます。それから、12 ページのまち・ひと・しごと創生費、地域おこし協力隊の受入事業の関係でございます。こちらまで昨年度まで民間事業者雇用となつておりました、勝隊員の人件費、活動費の予算となります。当初予算の算定の時期にはちよつと見込みとして予算計上させていただきましたけども、4 月 1 日から村の会計年度任用職員型という雇用形態になりましたので、活動の実態等に応じて予算の組み替えを行つたものでございます。それから、同じく 12 目の地域活性化起業人の受入事業の皆増 100 万円の部分でございますけども、こちら今、地域活性化起業人制度で派遣をいただいている杉山さんの発案事業ということになります。地域活性化起業人制度要綱の中でも、制度の中でもこういった起業人の人が発案する事業については 100 万円を上限としてその 50%が国の特別交付税措置されることとなつておりました、</p>
--	---	--

	<p>議 長 松 葉 住 民 福 祉 課 長</p> <p>議 長 上 戸 鎖 農 林 商 工 課 長</p> <p>議 長 大 村 建 設 水 産 課 長</p>	<p>今回 2 つの事業を発案をいただきました。1 つ目が庁内のDX推進事業ということで、こちらは横浜のNPO法人さん、そちらの方に業務を委託をしてですね、専門的な人材をまた普代村の方にDXの推進のために派遣をいただくというような内容になっておりまして、2 馬力でDXの推進を進めていくというような内容になります。地域DX事業の 21 万円につきましては、こちらの方、今村内で活動する地域おこし協力隊の活動と連携をして、東京の府中市の子どもたちと、それから普代の希望する小中学生の遠隔でのプログラミング教室そういったものを開催をするというような内容となっております。以上でございます。</p> <p>松葉住民福祉課長。</p> <p>14 ページの 3 款 1 項 1 目 27 節の繰出金でございます。概要説明の方の 4 ページにもございますけれども、こちらは基幹系システムの導入業者と、国の方での国保標準システムの業者が、ベンダーの業者がメーカーが違っておりまして、それぞれ外字のファイルを持っておりまして、そのファイルが別なことによってそれぞれのパソコンが稼働させての移行させるというデータ移行させなければガバメントクラウドの方に流せないというもので、新たに必要ですということが今年度になって分かったの追加となったものでございます。次に、3 款 1 項 2 目の子ども子育て支援金制度体制整備事業委託料でございますけれども、こちらにつきましては、なぜ高齢者福祉費かということでしたが、こちらの後期高齢者医療システムの改修に係る分となっております。こちらは子ども子育て支援金制度、子どもたちの支援をするために全国民で負担をしましょうという制度が 8 年からという、負担を求めるということになっておりますので、後期高齢の方での改修が必要になったものとなっております。</p> <p>上戸鎖農林商工課長。</p> <p>17 ページ 6 款 1 項 3 目の需用費、農業関連施設等管理経費の 45 万円のうち 38 万 5 千円が農林水産物直売所、旧落合産直ということの修繕の内容についてでございますが、施設の正面を見て軒下の部分、若干広めに展示スペースがございます。その部分にですね、クリアの波板で施設内への強い日差しとか暑熱対策をするために、クリア波板で覆う修繕をしたいと思っております。そのほかに、トイレの修繕を考えておりました。以上です。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>19 ページ 20 ページの 8 款 5 項 1 目住宅管理費のリフォーム補助とエアコン補助の算出積算根拠ということでございます。まず最初にリフォーム補助の 100 万円につきましては、1 軒当たりの上限が 20 万円となっておりますので、20 万円×5 戸分を想定して 100 万円の計上をさせていただいております。次に、エアコン補助の 55 万円でございますけれども、これにつきましては、村内のお店からの購入の 5 件、村外からの購入を 5 件想定しております。村内だと 6 万円×5 件ですので 30 万円、村外ですと 5 万円</p>
--	--	---

<p>議 長 大上智議員</p>	<p>×5 件で 25 万円と合わせて 55 万円という算出根拠となるものでございます。 8 番大上智議員。 わかりました。それで、14 ページの 3 款民生費の高齢者福祉費と子ども子育て支援金制度っていうの、結局全国民から子ども支援の方のあれを徴収しなきゃならなくなったっていうの改修 220 万円というふうに理解したんですけども。これは 220 万っていうのは後期高齢者だけの分の改修っていうか、そういうことですか。</p>
<p>議 長 松葉住民福祉課長</p>	<p>松葉住民福祉課長。 後期高齢者の算定システムのみの改修費となっております。</p>
<p>議 長 大上智議員</p>	<p>大上議員。 結局今の件はその後期高齢者のシステムっていうかそれの中を利用して子育て支援金制度体制整備事業をやるっていうふうなんですか。どうも、高齢者と子供っていうのがちょっとピンとこなかったものですから。そのへん説明をお願いします。</p>
<p>議 長 松葉住民福祉課長</p>	<p>松葉住民福祉課長。 今回につきましては、後期高齢者、岩手県の方で全体でやっております、各市町村の方での事業をやっておりますけども。その中での、本当に後期高齢者のシステムのものになります。国保などについては来年度の当初予算の方での計上を考えておりますし、後期高齢者医療の方で全体で必要なものの 8.3%を負担、国保の方で 23%負担。その他、協会けんぽ組合、共済組合等で 68%を負担するというものとなっております、それぞれの保険者の方でその高齢者支援金の納付金を徴収しましてそれを活用するという制度となっております。</p>
<p>議 長 齊藤議員</p>	<p>(「終わります」と、大上智議員) ほかに、ございませんか。 4 番齊藤議員。</p>
<p>議 長 高井総務課長</p>	<p>2 点お願いします。1 点目が 11 ページ財産管理費。すみません、電算管理費ですね、12 ページ。無線アクセスポイント、この利用料はどういった内容のものか。例えばこれは、非常通報装置ができる無線なのか。そこらへんちょっと説明お聞かせ願います。 高井総務課長。 12 ページの保健センター無線アクセスポイント利用料皆増の内容でございますけれども、今回保健センターの部屋の改修工事をやるんですが、それに併せて、現在ノートパソコンで事務を行っております、そのインターネットに接続するための Wi-Fi のための無線アクセスポイントを保健センターの方に新たに 1 か所設けて、通信環境の改善を図るというような内容になっておりますので、非常用とかっていうのではなく、通常の執務の中で使っていくというようなものでございます。</p>

議 長 齊藤議員	<p>4 番齊藤議員。</p> <p>もう 1 点はですね、漁港管理費。これは 6.3.3 ページ数がちょっとまっ てください・・・太田名部漁港の防犯カメラ、これの設置ということだ がこの管理、管理の方は漁協ですか、村ですか。あとその委託をするのか どうか、そこらへん説明をお願いします。</p>
議 長 大村建設 水産課長	<p>大村建設水産課長。</p> <p>17 ページですか、漁港管理費のこれは防犯カメラの方新たに新港の方 に設置するというものでございますので、管理は村の方で管理するという形 になります。設置場所等についてはまだこれから、どの位置を映すかとい うのにはなりますけども、新しく市場できましたので、防犯カメラを設置 するというものでございます。</p>
議 長	<p>(「終わります」と、齊藤議員)</p>
議 長 中上議員	<p>そのほか、ございませんか。</p> <p>5 番中上議員。</p> <p>5 番中上です。11 ページの財産管理費、2 の 1 の 5 ですね財産管理費の ところの工事請負費、保健センター393 万 8 千円で改修するというので、 職員の増等があると。専門職の配置とありますけど、この専門職っていう のはどういった専門職の方かお願いします。あとは、15 ページ。15 ページ の 3 款 1 項のさっきうたった委託料の子ども子育て支援金 220 万ですね。 これがもう、さっき説明ありました。高齢者のシステム、要するに保険料 徴収するためのものですけども、要は一般的に言う独身税と言われた税金 ですよ、これみんなから徴収するわけですけども。さっきの説明だと後 期高齢者医療の保険料システム以外もやるということで、今回は後期高 齢者医療費の保険料システムを改修する。次はほかのシステムを改修する というふうになるのか、1 回じゃなくて。そういう説明で、理解でいいん でしょうか。はい。</p>
	<p>次。あと次が 17 ページの 6 款 3 項 1 目のこの委託料が 5 万円堀内地区 漁村センターの LED の委託料が 5 万円増になってますけども、これは労 務費の増になったので 5 万円がプラスになったと。この労務費というのは 資材の高騰等があつて増になるという例はあるんですけど、労務費つうの は要するにその、ここを働く人が要するに稼ぐ分を上げますよっていう 意味の労務費が上がったのか。そういう理解なのかな。はい。</p>
議 長 高井総務	<p>最後に、19 ページですね、下の方の土木 8 款土木費ですね、3 項河川維 持費、ここで概要の説明の中で、これ今修繕料皆増で 130 万になってます。 その内訳の中で、上区地区の排水ポンプが潤滑油の希釈も伴って、修繕が 必要だと。設置から 2 年経っているのだから 40 万かかるということですが 、これは 2 年経てばもうそういうふうに故障が来て修繕しなければならない ものなのか。今回がたまたまそうなのか。以上 4 点伺います。</p> <p>高井総務課長。</p> <p>11 ページ 2 款 1 項 5 目財産管理費の保健センター事務室改修工事の関係</p>

	<p>課長</p> <p>議 長 松 葉 住 民 福 祉 課 長</p> <p>議 長 大 村 建 設 水 産 課 長</p> <p>議 長</p>	<p>で、専門職の配置ということでございましたが、ちょっと説明も悪かった部分もあるんですが、現在ですね、保健センターの中に10名の職員がおりまして、その中でいわゆる専門職と呼ばれる保健師さん、あとは栄養士さん、介護支援専門員さんというふうに配置をされて、あとは事務員も配置をされておりますが、その中で、従来は保健センターだけだったわけですが、そこに地域包括支援センターであったり、子ども子育て包括支援センターであったりという新たな役割が追加になったことに伴って、専門職が増加をされていて説明をさせていただいたものでございます。以上です。</p> <p>松葉住民福祉課長。</p> <p>3款1項2目の子ども子育て支援金制度、後期高齢医療システムの。こちら保険料の算定用のシステムとなっておりますので、後期のみの算定システムとなっております。来年度の当初の方では、国保の方の。村とすれば、後期と国保の算定の方村の方で出てますので、その来年度は国保の算定用ということでシステム改修が予定しております。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>それでは2点。1点目の17ページ堀内地区漁村センターの5万円の委託料の増額についてでございます。労務単価の上昇によるというものでございますが、労務単価っていうのは毎年改正されております。これ、設計書に使う人件費の単価ということになります。これはあくまでも設計書を組む時に書く作業には書く作業員の人工というのが設定されておまして、それによって各単価を積算することになります。ですので、4月に労務単価が改正されますので、発注時においてはその新しい単価での積算を組みなおすということになりますので、その分で若干足りなくなつたというものでございます。</p> <p>次の19ページ河川費ですけども、排水ポンプの修繕料でございますが、今回交換するのは非常用発電機の中の消耗品となります。潤滑油であり、フィルターであり、冷却水等、これの交換につきましてはメーカーでなければ交換できないと。作業員、このへんの機械屋さんじゃなく、メーカーの方からの作業員ということで、どうしてもメーカーの方仙台とかそういったところから来ますので、その分の旅費とかもかかりますので、今回の積算とはなっております。今回については、あくまで消耗品ということで、定期的には潤滑油とかそういったのはなくなってくるのかなということで、毎年点検をしてる中で、潤滑油がもう足りなくなつてきてるということで、今回修繕料でそういった補充等の作業等をやってもらうということになりますので、定期的にこれからも出てくるものと想定しております。</p> <p>(「コンスタントにこれくらいかかるということですね」と、中上議員)</p> <p>はい。</p> <p>(「終わります」と、中上議員)</p> <p>そのほか、ございませんか。</p> <p>1番金子泰男議員。</p>
--	--	--

	金子議員	<p>1 番金子でございます。まず最初に、これは概要説明の部分で、5 ページの林業総務費 3 点ばかりお聞かせをいただきたいなあと思います。</p> <p>有害保護の埋設管設置工事という部分で、久慈保健所から許可を出せない旨回答があったことから、今年度中の施行は難しくなった。といったような部分ですが、これはやっぱり普代村にも必要だというような考えから、この来年度以降は可能になるのか、可能性があるのかないのか。そこらへんをお願いをします。</p> <p>それからその下の、6 款 3 項 1 目の水産業総務費。水産物供給基盤機能保全事業地元負担金の部分で、新魚市場前の岸壁の付属溝潜込み防止ネットというようにあるわけですが、私とその漁業者からの声で認識をしている部分は、この穴があることによって船の停泊が非常に困難。困難と言いますか、つないでおいても行ったり、出入りがあるんだといったような部分で、ネットではなく、当たり前の岸壁、ここをコンクリで固めてもらいたいといったようなその認識でいるわけですが、村としての要望の声と、あと県はどのようなこの部分で認識を持っておられるのか。その部分お聞かせをいただきたいなあと思います。</p> <p>それから、ここの 5 ページの部分ですが、商工総務費 7 款 1 項 1 目の部分ですが、普代村起業支援事業補助金の部分で 400 万 2 件分増額するものとあるわけですが、この契約内容の中身というものはこれはどのような内容であるのかなあというような部分。審査方法、内容等お聞かせをいただきたいなあと思います。以上 3 点お願いします。</p>
	議長 上戸鎖農 林商工課 長	<p>上戸鎖農林商工課長。</p> <p>ページ数 17 ページ 6 款 2 項 1 目の有害鳥獣捕獲個体埋設管設置工事 150 万の減でございますが、概要にも簡単にご説明等簡単に書いてございます。まず不許可の理由につきましては、捕獲した鳥獣を捕獲した場所から埋設管まで移動させることということで、一般廃棄物の扱いになりますということでございます。廃棄物処理法の適用範囲となるということ、今回の本村で計画した埋設管では、許可が出せませんということのご指導をいただいております。その後につきましてもですね、保健所として相談等しておりますが、今後につきましても、県内でも 1 市で、遠野市さんになりますが事例の方でございますし、西日本の事例等もあってまだ実施も研究段階、浅いということとそのへんももう少し注視して、来年以降検討しようということ県の方からご指導いただいております。以上です。</p>
	議長 大村建設 水産課長	<p>大村建設水産課長。</p> <p>それでは、県営事業の負担金の関係で、岸壁の潜込み防止の工法について県の考え方はというご質問かと思えます。これにつきましては、振興局さんと、漁協、漁業者さんとの打ち合わせの中で、そういった船をつなぐのに厳しい状況であるということと要望があって、その場で内容の方双方で検討したものとなっているものでございます。県としましては、今回直立消波で新港の方、実施しておりました。その関係で、港内静穏度を計測</p>

	<p>議長 宮田商工 観光振興 室長</p>	<p>するときに、直立消波の跳ね返りの係数とかそういったのをもとに静穏度の方検討しておりますので、単純に直立消波を廃止して岸壁にというのは難しいという判断を当時されていたということで、その代わり潜込み防止のネットを設置するという判断に至ったと、判断だったと私は記憶しております。</p> <p>宮田商工観光振興室長。</p> <p>普代村起業支援事業補助金の2件分の契約内容と審査方法についてというご質問だったと思いますが、まず契約内容でございますが、まだ2件とも契約の方は行っておりません。1件につきましては、今計画を提出していただいているところでございます。こちらの、今計画書の方を確認いたしまして、こちらが内容が新規事業にあたるものでございまして、まずその法人さんの定款登記の内容を確認し、新規事業かどうか今確認し、あとその事業内容を今確認しております。こちらの計画の方が、今審査しまして、承認されれば、本人に今から承認通知というものを出しまして、それ以降に今後交付申請書の方また新たに提出してもらい流れとなっております。その際に、事業費用の明細書、事業に係る設計図書、見積等、あと現況写真とかを提出していただきまして、それによって内容を確認し、また決定して契約になるものでございます。もう1件につきましては、まだ相談中ございまして、正規な書類の方はまだきておりません。以上でございます。</p>
	<p>議長 金子議員</p>	<p>1番金子議員。</p> <p>ありがとうございます。2点目の部分の、水産業の部分から話させてもらいますが、その今担当課長の説明でありますと、県と漁協さんとの話し合い、当時その岸壁を作る時の話し合いのもとでというような部分でございました。その中身について、今その、今でも静穏度がいいとはいえちょっとした波があれば出入りが非常にあって、船がそこに置かれなかったような状況にあると、私認識をしております。やっぱり村にも相談があると思いますが、いろいろな部分で、村政懇とか何とかで。このネットをやったからといって、静穏度がどうのこうの問題には全然関係がないといえますか。やっぱり、「くえて」もらいたいんだというのが漁業者の願いだと私思っております。そういった部分で、やっぱり県の方にもそういったその部分を、計算上は静穏度がこれでも大丈夫なんだというようにやったかもわかりませんが、それではやっぱり厳しいんだといったような漁業者の声でありますので、是非ともそこらへんは聞いて、可能かどうかわかりませんが、このネットでは何のその意味もないと言えば、物が入っていないだけの話で、出入りには関係がないといったような部分だと思っておりますが、そこらへん何とか県の方にも話をしてもらって、出来れば当たり前の岸壁と、「くえて」もらうといったようなその部分が可能になるのか、それは可能ではないのかわかりませんが、そういった話をいただければなあというように思います。この部分再度、お聞かせをいただき</p>

		<p>たいなあと思います。</p> <p>それからこの、有害保護埋設の部分ですが、当初和野山のどこら辺に作る予定だったのか。やっぱりこれは、久慈まで、今まで持って行ったといったような話を聞いているんですが、やっぱり便利さは普代にあれば非常に便利なんです、ただいろいろな諸事情で許可が出なかったと。この許可をもらうために、来年度以降もなかなか厳しいんだというような先ほどの回答もあったわけですが、その可能になるようにするにはどういうようにしたらいいのかといったような部分が分かったら、お聞かせをいただきたいなあと思います。</p> <p>ここの方はまだ話し合いが済んでいないと。支援事業の部分は。というようなことですので、再度また後で、決まった段階でお聞かせをいただきます。よろしくお願いします。</p> <p>大村建設水産課長 大村建設水産課長。</p> <p>まずちょっと私の方の説明不足がございましたが、まず漁業者からの要望につきましては、例年、漁協、振興局、各地区の世話人、村も一堂に会した中での県事業の説明を開いておりました。その中で、地元漁業者の方から、「ちょっと今、穴の方に船が吸い込まれるのでどうかしてほしい」という要望がございました。その中で、県の方で対策の方検討したものでございます。まずもって静穏度につきましては、岸壁直前の静穏度ではなくて、湾内全体の静穏度を計算したものでございます。直立、今消波式の穴が開いたやつですけども、それをコンクリートのたんかい式と言いまして、壁になったものにしますと、跳ね返りで湾内の方が余計に騒ぐということで当時委託の方で直立消波を計画したというふうに聞いておりましたので、その関係もあって、その穴を塞ぐということはなかなか難しいということで、ネットの方の設置の方実施するというふうに県の方ではその方向で今進んでいる状況でございます。いずれにしろ、毎年県事業の方の説明会の方は開いておりましたので、そういったのはまた漁業者さんの方からまた意見が出るのかなとは思っておりました。以上です。</p> <p>上戸鎖農林商工課長 上戸鎖農林商工課長。</p> <p>まず、埋設管の設置場所の計画というか予定場所につきましては、和野山の村の堆肥施設が、堆肥製造センターがございしますが、そこの脇に村有地がございまして、そこを計画をしてございました。そしてあと、今後についてということなんですが、やっぱり先ほどもお話ししたしましたが、処理法と廃棄物処理法ということで、なかなか法が厳しいので、それについてはやっぱり、もう少し県、保健所と勉強をしていかなければならないかなあと思ってございます。そして、県内にもそういう事例がございしますので、そちらの方にももし時間があれば、出向いて勉強していきたいなと思ってございます。以上です。</p> <p>金子議員 1 番金子議員。</p> <p>ありがとうございます。その岸壁の部分今後いろいろな話し合いがある</p>
--	--	---

	<p>議長 大上浩史 議員</p>	<p>と思いますが、やっぱり計算通りにはなかなかいかないといったような部分で非常にその実際船を持って行って、あそこに置けば非常にその岸壁に置けないというような時が何回もあります。そこらへんは再度漁業者から声を聞いてもらいたいなあと思います。</p> <p>それからこの埋設管の部分、堆肥場ってもこの1か所だけでないあるわけですが。これもやっぱり普代にもあった方がいいというように思っておりますので、なんとかこの話し合いのもとで結果が出せるようなそういった部分になれば、本当に期待をしておりますので、今後よろしく願いをいたします。終わります。</p> <p>そのほか、ございませんか。</p> <p>3番大上議員。</p> <p>3番大上です。概要の方でお伺いします。1ページ目に給付費772万円というのがあるわけですが、これについて内容を教えてもらいたいと、説明をしてもらいたいと思います。1人当たりいくらということでの総計770万なのか。これ内容をお願いします。それからプレミアム300万というのが総額でいくらを予定しているのか。それを若干、説明をお願いします。</p> <p>それから、その下の三鉄のそれこそトンネル会社の関係だと思っておりますが、780万ばかりの県助成があって、そして半分が自己資金ということだと思っておりますが、今までそういう経緯で半分の700万は、自己資金で三鉄の方に払っていると思っておりますが、それがそれで正解なのか。私は考えようによっては、この自己資金の、自己負担半分半分の700何十万ということが、若干金額がこの負担金を少なくしてもその分を逆に村民の利用者に逆に支給して、その人たちが結果的に三鉄に金を払うわけなんで、そういった一つの方法はいかがなもんかなあという思いで、取締役の村長にお伺いをするわけです。</p> <p>それから、もう1件は、学校建設の16億8千万という予算をとってあるわけですが、これが近々入札だと聞いているわけですが。その落札者、建設者に対して前金を払うために16億を予算計上していると思っておりますが、その資金は借入で16億賄ってやるのか。この中にはそういう意味での金利はどういうふうになってるというのか。この全額の16億をもう前金で払うということなのか。そこらへんについての説明もお願いします。</p> <p>松葉住民福祉課長。</p> <p>定額減税に係る不足額給付金でございます。こちらは、昨年度令和6年度にやっております定額減税に係る調整給付ということで、一度お支払いをさせていただいておりました。その際に、実際に減税して、給付金としてお支払いしたんですけども、6年度の収入が5年度よりもまた下がったりした方が、対象となっております。また、満額減税になっていた場合はその方は対象にならない方でございます。主な部分で、大きい方たちということになると、専従者給与をいただいていた人だとか、そういった方たちが専従給をお支払いする方の扶養になっていなくて、対象から漏れ</p>
--	---------------------------	--

		<p>ているといった方々がおりますので、そういった方々に対しての今回不足額給付ということで、お支払いする形になってございます。</p> <p>（「イコール具体例を教えて。なんぼうしゃべられてもピンとこないんだ」と、大上浩史議員）</p> <p>今の専従給のところでお話しさせていただくと、漁業者の方で青色申告などをしていた際に、自分の奥様に対して給料を払った形にした場合が、専従者給与をお支払いした形になってございます。そうすると給料を払ってることなので、扶養に取れないということになっておりますので、その方が扶養にならないで非課税の場合であれば、今回不足額給付の対象になるということになってございます。</p> <p>（「ピンとこないな」と、大上浩史議員）</p> <p>そうですね、青色申告の際、専従給として奥さんだとか、家のおやじだとかおふくろにお支払いすることで、経費として落とせることになるわけですけれども、その際に、103万円くらいまでの支払額であると、給与所得控除額で65万を減額して、本人控除額を引くと所得額が0円となるわけですけれども、それでその方は非課税になって、本来であれば住民税分の1万円と3万円分が扶養に取れた場合は扶養の方に行くわけですけれども、専従者給与を払ってることによって扶養に取れないということになっておりますので、その方たちが、昨年の対象になっていなかった分の方たちだとかに対してのお支払いになります。</p> <p>（「そういう人たちを今年払うんだ」と、大上浩史）</p> <p>そうです。あと昨年度3万円しか、3万円までしかもらえなかったんですけれども、今年さらに減額になった場合プラス1万円とかというようなちょっとした5年度の収入をもとに計算しておりますので、6年度の収入をもとに再計算をして、差額分があった場合に対象の方にお支払いするというものですね。</p> <p>（「はい。まあいい、後からゆっくり聞く」と、大上浩史議員）</p> <p>議 長 榎屋村長。</p> <p>宮田商工観光振興室長 官田商工観光振興室長。</p> <p>議 長 榎屋村長。</p> <p>榎屋村長。三鉄の関係でございますけれども、そのとおり設備投資の部分、俺もよくわからないで、システムをしっかり確認しましたけれども。一応その2分の1はどうしても村で、そして残りは県でといったような仕組みの補助金、設備投資の補助金ということですので、これはこれで仕方がないというこ</p>
--	--	--

	<p>議長 道下教育次長</p>	<p>とです。あと、議員さんおっしゃる利用促進の部分での取り組みを強めて、そして収入を、三鉄の収入を上げてと、そして赤字を減らそうといった部分、その通りのことにもなりますので、その部分はその部分でそれぞれいろんな団体が利用した場合の助成を行ったり、もろもろの取り組みを今やってるところでございますので、そこらも少し強めてやっていきたいというふうに思っております。</p> <p>道下教育次長。</p> <p>お答えします。義務教育学校建設に要します事業費、前回の議会におきまして債務負担行為の上限額を定めさせていただきました。33億6,633万円でございます。今年度の予算額につきましては、歳出におきましては変更になるんですね。16億5,880万円でございます。先ほどのご質問は、前払いの金額はどのように考えているのか、というようなお尋ねだったと思いますが、全体の金額につきましては、予算ベースでは33億何千万ございます。各年度における契約額。今年度、7年度で言いますと、予算額が16億5,880万円ですので、その4割を前払いというように契約の方は現時点で考えておりました。あと、金利というお尋ねもありましたが、金利につきましては、借入れのその時期におきまして、率の変動いたします。最近であれば若干金利も上がっておりまして、これはあくまで教育委員会の担当レベルでの想定、シュミレーションによるものでございますが、1%から1.5%その程度で今現在は金利を考えておりました。以上でございます。</p> <p>（「資金調達はどうなってるの」と、大上浩史議員）</p>
	<p>議長 高井総務課長</p>	<p>高井総務課長。</p> <p>資金調達に関しましては、工事費の30億超の分のうち15億ほどが、国の補助金、残った分を今基金に積立てているものが2億ほどございますし、あとはそれ以外の部分は過疎債を借入れて財源に充てる予定としております。以上です。</p>
	<p>議長 大上浩史議員</p>	<p>3番大上議員。</p> <p>それで今説明を聞くっていうと16億の4割だと、今年度資金調達の分が。ということになれば、それが要するにその借入れの関係だと思うんですが、それが要するに間に合うかどうかということも含めて説明、多分間に合ってその4割は支給すると思うんですが、それが間に合わないから財調の方のある金を支給する、払うんだということなのか。あくまでも、金額が金額だから、私考えてみると、16億の4割と言えば、ながら半分の7億か6億。7億ですか、7億で終わり位ですか。7億超になるわけですが、それくらいは財調の関係であると思うんですが、ただそれはなるべく使わないで、それこそ今言う借入れの関係で支払いをするんだと思うんですが、その場合の金利の場合を聞いたら1.5かそのくらいだと。いくら1.5でも金額が金額、元金が大きいかからかなり金利になるとは思いますけども、これもやむを得ないとは思いますが、それが間に合ってそういう調達内容が</p>

		<p>できるんだということであれば、ああそうかということになるわけで。そこらへんを聞いたかったわけです。そういうことで理解して、大丈夫資金も間に合うんだと、借り入れの関係で。ということになるわけですか。</p> <p>高井総務課長。</p> <p>高井総務課長 だいたい前金、今年度の予算額から計算して、前金払いが6億4千万ほど。先ほど大上議員さんがおっしゃったとおり、まあ7億ほどになるのかなあと思います。それで、今財調がおよそ10億円ほどございますし、あとは地方交付税ってということで、国の方からお金が入ってきますので、その中で資金繰りもしながら支払いの方は間に合うようにできるのではないかなあとということで、その出納の方とお話をしながら資金繰りの方は進めております。あとは、当初予算でも、一時借入金の枠もちょっと広げたりしてましたので、そういった部分での、最悪そういった対応も可能にはなるのかなあとというふうに考えておりました。以上です。</p>
	議長 大上浩史議員	<p>3番大上浩史議員。</p> <p>大上浩史議員 そうすれば、またぶり返すようだけでも、4割の支給なんだということであるならば、ここに16億8千万の4割ということになれば、この16億をそれこそ少なく見積もってここに上げなければならぬと思うんですが、なぜがゆえに16億、半分の33億の半分のまあ大体16億、ここに7年度分の予算として計算、数字を入れてるのか。そこらへんはどうなってきますか。これが最後だから、説明願います。</p>
	議長 道下教育次長	<p>道下教育次長。</p> <p>道下教育次長 お答えいたします。工事期間につきましては、18か月19か月ということで2年に渡って8年度の、9年の1月、2月頃になります。債務期間を設定をさせていただきますと、単年度単年度で工期、工事進捗等に合わせた額ということで、当初から2分の1の額を計上をさせていただいております。前金払いの率につきましても、4割ということで、6億から7億程度ということで、事務局の方は想定をしています。他の事業等、ほかの近隣のそういった学校建設等において同様の支払い計画というように認識しております。本村におきましてもそういった支払い計画をもって実行していきたいというふうに思います。</p> <p>(「納得しないけど、3回。おかしいと思うんだよな。議長あと1質問。もしあれなら休憩で」と、大上浩史議員)</p>
休憩再開	議長	<p>議長 暫時休憩にします。 (16:39)</p>
	議長	<p>議長 休憩前に戻りまして、再度。 (16:39)</p> <p>(「再度。はい」と、道下教育次長)</p>
	議長	<p>議長 はい。</p> <p>(「いいですか」と、道下教育次長)</p>
	議長 道下教育次長	<p>議長 はい。</p> <p>道下教育次長 先ほど4割と申しましたのは、あくまで契約が整った後のですね、前払いということで、すみやかに落札業者、契約業者に支払う。請求ががあれ</p>

令和7年度 普代村国民 健康保険特 別会計補正 予算(第1号) 令和7年度 普代村国民 健康保険診 療施設特別 会計補正予 算(第1号)	議 長	ば支払う。この16億5,880万につきましては、今年度の工事の完了をもって、この額を支払うこととなりますので、今年度4割を払うのではなくて、今年度この計画はこの額を払います。ただ、工事の進捗によっては、一部繰り越す、7年度の予算を繰り越して、8年度に支払うというような金額も出てくる可能性もございます。まず、予算上は16億5,880万この額を7年度に支払う予定してございます。以上です。
	議 長	議事を進めてまいります。 そのほか、ございませんか。 (なし)
	議 長	なければ質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第1号「令和7年度普代村一般会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
	議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 審査の方法について、お諮りいたします。 日程第14議案第2号から、日程第15議案第3号までの「特別会計補正予算」の2件につきましては、一括上程し、説明を受けたのち、各議案1会計ごとに審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (異議なし)
	議 長	ご異議なしと認めます。 それでは、そのように進めてまいります。
	議 長	日程第14議案第2号「令和7年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」 日程第15議案第3号「令和7年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第1号)」 以上、2件を一括議題として、上程いたします。 当局の説明を求めます。 高井総務課長。
	高井総務課長	それでは、一括上程されました議案第2号、第3号についてご説明いたします。 (以下、高井総務課長説明、記載省略)
	議 長	提案理由の説明が終わりました。 各議案ごとに審査をいただき、採決を行います。 議案第2号「令和7年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の、質疑を許します。 ございませんか。 (なし)
	議 長	なければ、質疑を・・・

	<p>中上議員</p> <p>議 長 松 葉 住 民 福 祉 課 長</p> <p>議 長 中 上 議 員</p> <p>議 長 松 葉 住 民 福 祉 課 長</p> <p>議 長 山 田 診 療 所 事 務 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>中上一登議員。</p> <p>中上です。この標準システム用PCというのは、先ほど説明では、ガバメントクラウド用ということで、政府のシステムとつながるという意味だ と思うんですけども、これは今まで診療所内だけで運営していたものをク ラウドの方へつなぐようにして、情報が全部そっちの方に行くようにした のか、という意味なのか。これは、マイナンバーカードの利用にも関係し てこういう入れ替えがあるのかどうか、そこらへんの説明をお願いします。</p> <p>松葉住民福祉課長。</p> <p>こちらそうですね、先ほどもご説明しましたガバメントクラウドとい うことで、これまでクラウドのサーバーの方を岩手県の方でやってたつたん ですけども、それがもう県の、国の方で主要なところのサーバーを使いな さいというのを国の方の指導があって、国の方で4社だったかと思いま したが、指定があつての、そこにクラウドを置くにあつてのPCの標準入 れ替えということでございます。それで、先ほどもお話ししたとおり、外 字の関係、今ある村の基幹システムのベンダーと標準システムを利用す る方のベンダーが別となっておりますので、同じ外字番号でも全く違うもの がなっておりますので、その兼ね合いで2台、2台というか両方必要だ、 基幹系のもつと新たにこの標準システム用のPCが必要になってくるとい うものでございます。それで、先ほどのマイナンバーの関係するのつかとい うのですが、そこには特に関係ございません。</p> <p>5番中上議員。</p> <p>ありがとうございます。これは国保会計特別、じゃあこれは関係あるか どうか。マイナンバーの顔認証トラブルとかいろいろ聞いたりするんです けども、今のところ診療所でそういったトラブルとかはないのつかどうか。 例えば、読めなくて、情報が読めなくて今回は全部支払ってくださいと。 保険適用なく全額支払ってくださいよとか、そういったのはあるのつかない のつかお伺いします。</p> <p>聞くところが間違つたら・・・</p> <p>松葉住民福祉課長。</p> <p>今のは、診療所の窓口でというお話しでしょうかね。うちの方では特に その話は聞いておりませんでした。</p> <p>山田診療所事務長。</p> <p>マイナンバー、保険証のトラブルということでしたが、現在は通常に皆 さんからカードを持ってきてもらつてますけども、トラブル等は起つこつ てはございません。</p> <p>(「はい、終わります」と、中上議員)</p> <p>そのほか、ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p>
--	---	---

令和7年度 普代村簡易 水道事業会 計補正予算 (第1号) 令和7年度 普代村下水 道事業会計 補正予算(第 1号)	議 長	<p>議案第2号「令和7年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>議案第3号「令和7年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第1号)」の、質疑を許します。</p> <p>(なし)</p>
	議 長	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「令和7年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>本会議終了の時間が迫ってまいりましたが、ここでお諮りいたします。</p> <p>本会議の時間を定刻の5時以降も継続したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認め、よって、本会議を5時以降も継続いたします。</p> <p>次に、審査の方法について、お諮りいたします。</p> <p>日程第16議案第4号から、日程第17議案第5号までの「企業会計補正予算」の2件につきましては、一括上程し、説明を受けたのち、議案1会計ごとに審査いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	大村建設 水産課長 議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、そのように進めてまいります。</p> <p>日程第16議案第4号「令和7年度普代村簡易水道事業会計補正予算(第1号)」</p> <p>日程第17議案第5号「令和7年度普代村下水道事業会計補正予算(第1号)」</p> <p>以上、2件を一括議題とし、上程いたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>それでは、一括上程されました2企業会計についてご説明いたします。</p> <p>(以下、大村建設水産課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>議案ごとに審査をいただき、採決を行います。</p> <p>議案第4号「令和7年度普代村簡易水道事業会計補正予算(第1号)」の、質疑を許します。</p>

	<p>中上議員</p> <p>議長 大村建設 水産課長</p> <p>議長 中上議員</p>	<p>ございませんか。</p> <p>5番中上議員。</p> <p>1款1項1目の収益的支出の事項及び内容の中の委託料が1項目増えているということで、PFASの水質検査が増えてます。これ岩手県の方ほとんど大丈夫だというふうに聞いてはいるんですけども、一関の一部で検出されたということなんですけども、これはどういったところが、危険性があるのかですね、各普代、例えば普代であれば各貯水池を全部調べて、その結果のその原因が分かるものなのかどうか、お願いします。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>今回の水質検査のPFASでございますが、これは発がん性物質となります。これは数年前から全国的に報道等もされておりまして、かなり西日本の方では被害の方が広がっていると。健康被害もかなりでてきているという状況でございます。特に、妊婦さんがかなりの確率で流産するという形で、結構広がっておるものがございます。今現在では、小規模の給水人口の自治体には水質検査、この項目は義務付けられておりません。普代村も義務付けられていない状況でございます。ところが、そういった全国的な件ございましたので、昨年度国から緊急的に全市町村検査をなさいということで、本村で言えば、水道法に係る9施設、向野場と和野山を除くすべての施設を水質検査なさいということで、昨年実施しております。その中では一切検出されておりません。8年度からは、義務付けになるという予定にはなっておりましたが、今年度についても、県の方から実施するようにという通達が来ておりましたので、今回補正して9箇水に検査をするというものでございます。これにつきましては、自然界に存在しない成分でございます。主なものとしまして、液状の消火剤とか、あとは精密機械の工場の洗浄の液、身近なところと言うと、口紅とかの化粧品そういったもの、あとはフライパンのこびりつかないようなフッ素加工、そういったのも含めて全部総称をそういったものになります。ですので、そういった場合に起きるかということになりますが、自然界に存在しませんので、上流域に何かの工場があるとか、そういった場合は検出されることがございます。あとは、西日本で大きく問題になったところでは、個人の資材置き場、そこから流出したものが検出されて健康被害が起きているという場合もございます。ですので、絶対ないということではないんですが、現在普代村の浄水場の先には、そういった施設がない状況でございますので、水質検査はもちろんするわけでございますが、今のところは問題はないのかなということで、県内においても数市町村では検出されているところがございます。基準値以下ではございますけれども。そういった状況でございます。</p> <p>5番中上議員。</p> <p>昨年検出されていないということで、普代の場合は毎年そういうところはもう自然界に存在しないわけなので、1回検出されなければ、もう水質</p>
--	--	---

普代村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について	議長	<p>検査は必要ないということはないわけですか。毎年やらなきゃなんない。はい、わかりました。終わります。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「令和7年度普代村簡易水道事業会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>議案第5号「令和7年度普代村下水道事業会計補正予算(第1号)」の、質疑を許します。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「令和7年度普代村下水道事業会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第18発議案第1号「普代村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。</p> <p>普代村議会会議規則第14条第3項の規定によりまして、中上一登議会運営委員会委員長より、発議案の提出がありましたので、中上一登議会運営委員会委員長の説明を求めます。</p> <p>中上一登議会運営委員会委員長。</p>
	中上議会運営委員会委員長	<p>発議案第1号「普代村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。</p> <p>(以下、中上一登議会運営委員会委員長説明、記載省略)</p>
	議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>この件につきましては、議会運営委員会の発議でありますので、質疑・討論を省略したいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>発議案第1号「普代村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p>

<p>常任委員会委員の選任</p>	<p>議長</p>	<p>(異議なし)          ご異議なしと認めます。          よって、本案は、原案のとおり可決されました。          日程第 19「常任委員会委員の選任」を行います。          常任委員会委員の選任は、普代村議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。          常任委員会委員の選任は、それぞれ次のように指名いたしますので、事務局長より発表させます。          菅野事務局長。</p>
<p>常任委員会委員長並びに副委員長の選任報告</p>	<p>菅野事務局長</p>	<p>それでは、常任委員会委員の選任についてでございます。          (以下、菅野事務局長発表、記載省略)          お諮りいたします。この指名にご異議ございませんか。          (異議なし)          ご異議なしと認めます。          よって、日程第 19「常任委員会委員の選任」は、ただ今指名いたしました各位を、それぞれ常任委員会委員に選任することに決定いたしました。          なお、私も産業経済常任委員会委員として選任されましたが、慣例により委員を辞退いたしたく、ご承認をお願いいたします。          ご承認をいただいたものといたします。          日程第 20「常任委員会委員長並びに副委員長の選任報告」を行います。          常任委員会に置いては、普代村議会委員会条例第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定により、互選により委員長・副委員長を置くこととなっております。          先に選任いたしました各常任委員会の協議により、それぞれの正副委員長の互選も休憩中に行っておりますので、その結果を事務局長に報告させます。          菅野事務局長。</p>
<p>議会運営委員会委員の選任</p>	<p>菅野事務局長</p>	<p>常任委員会委員長並びに副委員長の選任報告について。          (以下、菅野事務局長報告、記載省略)          以上のとおりであります。          日程第 21「議会運営委員会委員の選任」を行います。          議会運営委員会委員の選任は、常任委員会と同様に普代村議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。          議会運営委員会委員の選任は、休憩中に協議しておりますが、次のように指名いたしますので、事務局長より発表させます。          菅野事務局長。</p>
	<p>議長</p>	<p>それでは、議会運営委員会委員の選任についてでございます。          (以下、菅野事務局長発表、記載省略)          お諮りいたします。この指名にご異議ございませんか。          (異議なし)</p>

<p>議会運営委員会委員長並びに副委員長の選任報告</p>	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、ただ今指名いたしました各位を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたします。</p> <p>日程第 22「議会運営委員会委員長並びに副委員長の選任報告」を行います。</p> <p>議会運営委員会においても、普代村議会委員会条例第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定により、互選により委員長・副委員長を置くことになっております。</p> <p>先に選任いたしました議会運営委員会委員の協議により、それぞれの正副委員長の互選も休憩中に行っておりますので、その結果を事務局長に報告させます。</p> <p>菅野事務局長。</p> <p>議会運営委員会委員長並びに副委員長の選任報告について。</p> <p>(以下、菅野事務局長報告、記載省略)</p> <p>議長 以上のとおりであります。</p>
<p>委員会の閉会中の継続審査申出</p>	<p>議長</p>	<p>日程第 23 から日程第 26 まで「委員会の閉会中の継続審査」に関するものでございますので、この 4 件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議長 ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。</p> <p>日程第 23 から日程第 26 まで「委員会の閉会中の継続審査申出」について、各委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議員の公務出張について</p>	<p>議長</p>	<p>議長 ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、各委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。</p> <p>日程第 27「議員の公務出張について」を、議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>9 月定例会までの閉会中において、各種会議及び研修会等に、本議会の議員が公務出張する場合は、配布してあります「議員派遣一覧表」とおりとし、また、緊急を要する場合には、その都度議長が指名し、公務出張としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議長 ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議員の公務出張については、そのように決定いたしました。なお、指名後において、欠席・変更等ある場合には、必ず事前に連絡をお願いします。</p> <p>お諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は、すべて議了いたしました。</p>

<p>閉 会 (17:16)</p>	<p>議 長</p>	<p>会期は、6月16日まででございましたが、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに、決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、令和7年第5回普代村議会定例会を閉会といたします。</p> <p>ご苦労さまでした。</p> <div data-bbox="730 1160 1334 1738" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>議 長    正 路 正 敏</p> <p>署名議員    大 上 浩 史</p> <p>署名議員    齊 藤 正 明</p> </div>
------------------------	------------	---